

令和 8 年岩見沢市議会第 1 回定例会付議事件

事 件 番 号	件 名
令和 7 年 請願第 1 号	学校給食費の値上げ反対・無償化について
令和 7 年 請願第 2 号	ごみ処理手数料の値上げ撤回について
議案第 2 号	岩見沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について
議案第 3 号	岩見沢市旧美流渡中学校交流館条例の設定について
議案第 4 号	岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例等の一部改正について
議案第 5 号	岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部改正について
議案第 6 号	一般職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 7 号	職員の旅費支給に関する条例等の一部改正について
議案第 8 号	岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第 9 号	岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 10 号	岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 11 号	岩見沢市火入れに関する条例の一部改正について
議案第 12 号	岩見沢市道路占用料条例の一部改正について
議案第 13 号	岩見沢市水道事業給水条例等の一部改正について
議案第 14 号	岩見沢市栗沢工芸館条例の廃止について
議案第 15 号	岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
議案第 16 号	上幌向地区多目的研修会館の指定管理者の指定について

議案第17号	令和8年度岩見沢市一般会計予算について
議案第18号	令和8年度岩見沢市特別会計国民健康保険費予算について
議案第19号	令和8年度岩見沢市特別会計公共用地等造成費予算について
議案第20号	令和8年度岩見沢市特別会計公設卸売市場費予算について
議案第21号	令和8年度岩見沢市特別会計高等学校費予算について
議案第22号	令和8年度岩見沢市特別会計企業用地造成費予算について
議案第23号	令和8年度岩見沢市特別会計介護保険費予算について
議案第24号	令和8年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費予算について
議案第25号	令和8年度岩見沢市病院事業会計予算について
議案第26号	令和8年度岩見沢市水道事業会計予算について
議案第27号	令和8年度岩見沢市下水道事業会計予算について
議案第28号	令和7年度岩見沢市一般会計補正予算について（第9号）
議案第29号	令和7年度岩見沢市特別会計国民健康保険費補正予算について（第2号）
議案第30号	令和7年度岩見沢市特別会計介護保険費補正予算について（第4号）
議案第31号	令和7年度岩見沢市特別会計後期高齢者医療費補正予算について（第2号）
議案第32号	令和7年度岩見沢市病院事業会計補正予算について（第1号）
議案第33号	令和7年度岩見沢市水道事業会計補正予算について（第1号）

議案第 2 号

岩見沢市特定乳児等通園支援事業の運営に 関する基準を定める条例の設定について

岩見沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市特定乳児等通園支援事業の運営に 関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 3 2 条）

第 3 章 雑則（第 3 3 条・第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定

乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。））の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支

援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければな

らない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

い。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、

適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて

送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とある

のは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

岩見沢市旧美流渡中学校交流館条例の設定について

岩見沢市旧美流渡中学校交流館条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市旧美流渡中学校交流館条例

(設置)

第 1 条 東部丘陵地域（栗沢町美流渡、栗沢町万字、朝日町、清水町、奈良町及び毛陽町）において、当該地域に住む住民相互の交流の創出、世代間交流を促し、もって交流人口・関係人口の拡大を図ることにより当該地域の活性化を目指すため、芸術文化・スポーツの交流拠点として、岩見沢市旧美流渡中学校交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 岩見沢市旧美流渡中学校交流館

位置 岩見沢市栗沢町美流渡栄町 5 3 番地 1

(施設)

第 3 条 交流館に別表に掲げる施設を置く。

(事業)

第 4 条 交流館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域資料及び工芸家等の美術作品の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 交流館の施設及び設備の使用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要と認められること。

(開館時間等)

第5条 交流館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館期間 4月15日から10月31日まで

(2) 開館時間 午前10時から午後5時まで

(3) 休館日 毎週月曜日から金曜日まで

(使用の許可)

第6条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行う場合において管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、交流館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上不相当であるとき。

(使用料及び入館料)

第8条 交流館の使用料及び入館料は、無料とする。ただし、交流館の使用に伴い、電気、水道等を使用する場合は、その実費の負担を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外のために当該許可に係る施設等を使用し、又は当該施設等の全部若しくは一部を転貸し、若しくは当該施設等を使用する権利を他人に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等)

第10条 使用者は、交流館の使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊物

件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流館の使用許可の条件を変更し、又は使用許可を停止し、若しくは取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市は賠償の責めを負わない。

- (1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 交流館の使用が第7条各号のいずれかに該当するとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終えたとき、又は使用許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、交流館の建物又は附属設備その他展示品等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(入場の制限)

第14条 市長は、公益上又は交流館の管理上適当でないと認める者に対し、交流館への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(必要措置の命令等)

第15条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(指定管理者)

第16条 市長は、交流館の管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）第5条第1項の規定により指定を受けた団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、この条例に定める管理基準に従い、交流館の管理運営を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の維持管理に関すること。
- (2) 交流館の使用の許可等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の使用の許可に係る申請手続は、施行日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

施設名称
地域資料コーナー、インフォメーションセンター、地域交流スペース、技術室、セミナー室、調理室、音楽室、美術室、創作展示室（1～4）、収蔵庫（1～9）、体育館、グラウンド

議案第 4 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市
病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市
病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例（昭和 26 年条例第 5
0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の経営統合に伴う経過措置)

10 令和 8 年 4 月 1 日の前日において、北海道中央労災病院の職員であつ
た者で、この条例の適用を受けることとなった者に対する第 19 条第 1 項
の令和 8 年 4 月 1 日の日数については、令和 7 年 4 月 1 日に北海道中央労
災病院の職員として与えられた年次有給休暇の残日数に 20 日を加算した
日数とする。

(岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 31 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「内科、消化器内科」を「内科、呼吸器内科、循環器
内科、腎臓内科、消化器内科」に、「外科、整形外科」を「外科、透析外科、

血管外科、乳腺外科、整形外科」に、「形成外科」を「リハビリテーション科、
歯科口腔外科」に、「355床」を「331床」に、「115床」を「70床」
に、「474床」を「405床」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中岩見沢市病
院事業の設置等に関する条例第2条第2項の表中病床数の欄の改正規定は、規
則で定める日から施行する。

議案第 5 号

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部改正について

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（定年年齢の特例）

- 6 第 3 条の規定にかかわらず、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間、医師である職員のうち、一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって市立栗沢病院に勤務する者の定年にあつては年齢 7 0 年とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

岩見沢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

市立栗沢病院に勤務する医師の定年年齢を延長するため所要の規定を整備するもの。

第 2 改正の内容

令和 10 年 3 月 31 日までの間、市立栗沢病院に勤務する医師の定年年齢を 70 歳まで延長する規定を附則にて規定する。

第 3 施行期日

令和 8 年 3 月 31 日

議案第 6 号

一般職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額」を「66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額」に改め、アからスまでを削る。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、次の各号に掲げる額の合計額が 150,000 円を超えるときは、150,000 円とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当

5,000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

別表第7中「栄養士」の次に「、歯科衛生士」を加え、「臨床工学技師」を「臨床工学技士」に改める。

別表第11中「栄養士」の次に「、歯科衛生士」を加え、「臨床工学技師」を「臨床工学技士」に改め、3級の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

令和 7 年度国家公務員給与改定の内容を参考とし、通勤手当の改定を行うとともに、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

(1) 国家公務員給与改定を参考とした通勤手当の改定（第 9 条関係）

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

(2) 医療職における基準職務表の職務の内容の追加

医療職給料表（2）級別基準職務表及び会計年度任用職員医療職給料表（2）級別基準職務表に歯科衛生士を追加するとともに所要の規定の整備を行う。

第 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 7 号

職員の旅費支給に関する条例等の一部改正について

職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費支給に関する条例(昭和 39 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「一時その勤務場所」の次に「(任命権者又はその委任を受けたもの(以下「出張命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所)」を加え、同項第 6 号中「採用された職員」の次に「のうち、市長が特に必要と認めた者」を加え、同項第 7 号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 8 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にする者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを出張者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。)を締結したものをいう。

第 3 条第 3 項中「第 16 条各号又は」を「第 28 条第 4 項若しくは」に改

め、「事由」の次に「又はこれらに準ずる事由」を加え、同条に次の3項を加える。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更(取消しを含む。)を受け、若しくは死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額若しくは支出を要する金額で規則で定めるものを当該職員又は当該職員の遺族に対し旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で別に定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合にはその喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項又は第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市長その他任命権者(以下「出張命令権者」という。)」を「出張命令権者」に改める。

第6条ただし書中「路程」を「経路及び方法」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第11条第2項中「は、次の各号のいずれかに該当する場合」を「及び同項第3号に規定する座席指定料金は、市長が定める地域を除き、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

第12条に次の1項を加える。

3 第1項により準用して支給する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条を次のように改める。

(航空賃)

第13条 航空賃は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第20条中「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改める。

第21条を次のように改める。

（転居費）

第21条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第23条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第22条の見出し中「着後手当」を「着後滞在費」に改め、同条中「着後手当の額は」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は」に改め、「5夜分」の次に「を限度として、現に滞在した日数に応じた日当及び宿泊した夜数に係る宿泊料の合計額」を加える。

第23条を次のように改める。

（家族移転費）

第23条 家族移転費は赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際、家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊料及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第24条を次のように改める。

（外国旅費）

第24条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下この項において「旅費法」という。）に準じ、その都度、出張命令権者が市長と協議して定める。この場合においては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者に支給される旅費を基準とする。

(1) 特別職の職員 旅費法に規定する指定職の職務にある者

(2) 一般職の職員 旅費法に規定する10級以下の職務にある者

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

第25条及び第26条を削り、第27条を第25条とし、第28条を第26条とし、第29条を第27条とし、第30条中「の規定による帰郷旅費は、前職相当の普通旅費及び移転旅費とし、本人の請求によりこれを支給する」を「第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときには、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第29条 出張命令権者は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれ

に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、出張命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該出張命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

別表第1中「、第21条」を削り、管外定額表を次のように改める。

管外定額表

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
			甲地方	乙地方
市長	37円	3,000円	14,800円	13,300円
副市長、常勤の監査委員、固定資産評価員、教育長、市立総合病院長	37円	2,800円	14,000円	12,600円
職務が6級にある者	37円	2,600円	13,100円	11,800円
職務が5級にある者	37円	2,400円	12,000円	10,800円
職務が4級以下にある者	37円	2,200円	10,900円	9,800円

備考

- 1 宿泊料の欄中「甲地方」とは、規則で別に定める地域をいう。
- 2 宿泊料の欄中「乙地方」とは、その他の地域をいう。

3 宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第3を削る。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第8条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

3 外国旅行における費用弁償については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じ、出張命令権者が市長と協議して定める。

別表第4を削る。

(岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(費用弁償)

第5条 議長等が公務のために旅行したときの費用弁償の額は、別表第1から別表第2までのとおりとし、外国旅行にあつては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じ、その都度、出張命令権者が市長と協議して定める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の旅費支給に関する条例の規定は、

施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、
なお従前の例による。

職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市における旅費の支給に関する所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

(1) 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う支給方法の改定（第 1 条関係）

ア 旅行代理店等に旅費を直接支払うことのできる規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第 2 条第 1 項第 10 号、第 3 条第 6 項関係）

イ 出張命令の変更、天災等に伴う損失に対する旅費の支給規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第 3 条第 4 項及び第 5 項関係）

ウ 職員の赴任に伴う移転旅費の名称及び計算方法の改定（職員の旅費支給に関する条例第 20 条から第 23 条関係）

(2) 実情に応じた旅費支給に係る規定の改定

ア 宿泊料の支給に関する特別な事情がある場合の規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第 14 条第 2 項関係）

特別な事情により別表に規定する基準内で宿泊可能な施設がない場合、基準を超過して支給することのできる規定を追加

イ 外国旅行について国家公務員の旅費に関する法律に準じた支給とする規定の整備（職員の旅費支給に関する条例第 24 条、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例第 8 条第 3 項、岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例第 5 条関係）

外国旅行にあつては、旅費の種目及び金額を国家公務員の旅費に関する法律に準じ、その都度協議の上で決定するよう規定を改定

第3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 8 号

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「事業者の職員の一般的条件」を「事業所の職員の一般的要件」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に改める。

第 1 0 条の見出し中「事業者」を「事業所」に改め、同条第 1 項中「事業者」を「事業所」に改める。

第 1 3 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「事業者」を「事業所」に、「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 6 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び乳児等通園支援事業の」を「その他の」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「事業者」を「事業所」に改める。

第 2 0 条第 3 項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項

の確認において定める利用定員をいう。)」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部改正について

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和 4 8 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 0 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子

ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第10条の2第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「(以下「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「の額国民」を「の額(国民)に、「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第14条の6の2第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第14条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の7第1号中「次号において同じ。)」の次に「の額」を加える。

第14条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第22条、第22条の4、第22条の5及び第22条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第32条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同

じ。)の額

イ 第22条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第32条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の15の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の12第1

号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の12第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の20に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満

の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の16 第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条第1項中「第14条の6の3」の次に「若しくは第14条の13」を、「第22条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第22条の4第1項(同条第3項)の次に「又は第4項」を加え、「第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第22条の4第4項第1号(同条第6項)を「同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「第22条の5第1項各号(同条第3項又は第4項)を「第22条の5第1項各号(同条第3項から第5項まで)に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)に、「の算定」を「若しくは第22条の6第1項に定める額の算定」に、「又は一世帯に属する被保険者が」を「若しくは一世帯に属する被保険者が」に改め、同条第2項中「若しくは第14条の6の3の額若しくは第14条の8」を「、第14条の6の3、第14条の8若しくは第14条の13」に改め、「第22条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第22条の4第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第22条の6第1項に定める額」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「ものとする。以下本号中、山林所得」を「ものとし、山林所得」に、「附則第35条の3第13項」を「第35条の3第13項」に改め、「算定について同様とする。」の次に「以下同じ。」を、「次号及び第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「納付義務者」を「保険料の納付義務者」に改め、同項第

2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料

賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合

算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第14条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第14条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

第22条の2中「及び前条第1項」を「、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の14並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改め、「総所得金額に」の次に「所得税法第28条第1項に規定する」を加え、「所得税法第28条」を「同条」に、「地方税法」を「税法」に改める。

第22条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の15」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の15第3項」と読み替えるものとする。

第22条の4に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の15」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の15第3項」と読み替えるものとする。

第22条の5第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項中「以下に同じ」を「以下同じ」に、「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」とるのは」を「67万円」とあるのは」に改め、「26万円」との次に「、第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の15」と読み替えるものとする。

第22条の5に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第

「第 14 条の 13」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、「第 22 条第 1 項各号」とあるのは「第 22 条第 5 項各号」と、第 7 項中「第 14 条」とあるのは「第 14 条の 15」と読み替えるものとする。

第 22 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 22 条の 6 当該年度において、その世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 14 条の 15 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第 22 条第 5 項、第 22 条の 3 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項又は前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 10 項の規定により読み替えられた同条第 6 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第 14 条の 15 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 14 条の 15 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第 8 章の 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 10 条、第 14 条の 6、第 14 条の 12 から第 14 条の 16 まで、第 18 条、第 22 条、第 22 条の 2 及び第 22 条の 4 から第 22 条の 6 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適

用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修
集会施設等条例の一部を改正する条例の一部改正について

岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修集会施設等条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市多目的研修集会施設等条例及び岩見沢市多目的研修
集会施設等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部改正)

第1条 岩見沢市多目的研修集会施設等条例(昭和57年条例第19号)の一
部を次のように改正する。

別表第1朝日コミュニティ交流センターの項中「陶芸文化」を「歴史」に
改める。

(岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例(令和7年
条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第3朝日コミュニティ交流センターの改正規定中「体験工房」を「集
会室」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

岩見沢市火入れに関する条例の一部改正について

岩見沢市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市火入れに関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市火入れに関する条例（昭和 5 9 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第 2 項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 号

岩見沢市道路占用料条例の一部改正について

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩見沢市道路占用料条例（昭和 2 8 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	5 3 0 円
	第二種電柱		8 1 0 円
	第三種電柱		1 , 1 0 0 円
	第一種電話柱		4 7 0 円
	第二種電話柱		7 5 0 円
	第三種電話柱		1 , 0 0 0 円
	その他の柱類		4 7 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年

	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	4 6 0 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	2 8 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	9 4 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 9 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5 8 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 4 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 0 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		2 8 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		4 2 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		5 6 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		8 5 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		1 1 0 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		2 0 0 円

		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			280円
		外径が1メートル以上のもの			560円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの		3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		750円
	その他のもの		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	470円
			地下に設けるもの		280円
		その他のもの			940円
法第32条第1項第4号に掲げる施設					940円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
		上空に設ける通路			290円

	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			940円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1か月	58円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	58円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580円
	標識		1本につき1年	750円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1か月	58円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1か月	58円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	580円	
	その他のもの		290円	

政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	940円
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月	58円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			94円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第10号	建築物		Aに0.024を乗じて得た額

号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
その他	上記のいずれにも該当しないもの	市長がその都度定める。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

岩見沢市水道事業給水条例等の一部改正について

岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 岩見沢市水道事業給水条例(昭和31年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更について」を「災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとき」に改める。

(岩見沢市下水道条例の一部改正)

第2条 岩見沢市下水道条例(昭和34年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(岩見沢市農業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 岩見沢市農業集落排水施設条例（昭和63年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

岩見沢市栗沢工芸館条例の廃止について

岩見沢市栗沢工芸館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月2日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢工芸館条例を廃止する条例

岩見沢市栗沢工芸館条例（平成17年条例第124号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

議案第15号 別紙

岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道岩見沢市

目 次

○計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
(3) 過疎地域の位置図	1
第1 基本的な事項	2
1 過疎地域の概況	2
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	2
(2) 過疎の状況	4
(3) 社会経済的発展の方向性の概要	5
2 人口及び産業の推移と動向	5
(1) 人口の推移と今後の見通し	5
(2) 産業の推移と動向	10
3 行財政の状況	11
(1) 行財政の状況	11
(2) 施設整備水準等の現況	12
4 地域の持続的発展の基本方針	14
5 地域の持続的発展のための基本目標	15
6 推進体制及び進行管理	16
7 公共施設等総合管理計画との整合	16
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
1 現況と問題点	17
2 その対策	18
3 計 画	19
4 公共施設等総合管理計画との整合	20
第3 産業の振興	21
1 現況と問題点	21
2 その対策	23
3 計 画	26
4 産業振興促進事項	27
5 公共施設等総合管理計画との整合	27

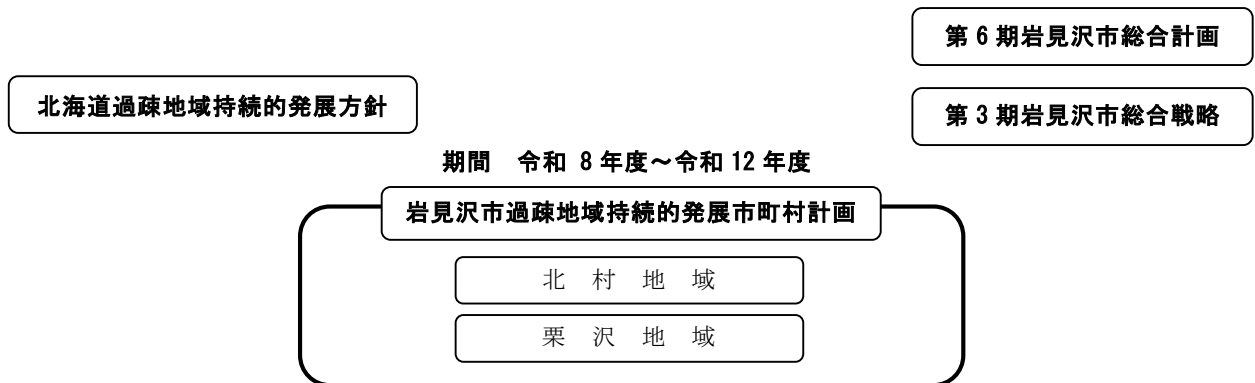
第4	地域における情報化	28
1	現況と問題点	28
2	その対策	28
3	計 画	28
4	公共施設等総合管理計画との整合	29
第5	交通施設の整備、交通手段の確保	30
1	現況と問題点	30
2	その対策	31
3	計 画	33
4	公共施設等総合管理計画との整合	33
第6	生活環境の整備	34
1	現況と問題点	34
2	その対策	36
3	計 画	37
4	公共施設等総合管理計画との整合	38
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
1	現況と問題点	39
2	その対策	40
3	計 画	42
4	公共施設等総合管理計画との整合	42
第8	医療の確保	43
1	現況と問題点	43
2	その対策	43
3	計 画	43
4	公共施設等総合管理計画等との整合	43
第9	教育の振興	45
1	現況と問題点	45
2	その対策	46
3	計 画	47
4	公共施設等総合管理計画との整合	48

第10 集落の整備	49
1 現況と問題点	49
2 その対策	49
3 計 画	50
4 公共施設等総合管理計画との整合	50
第11 地域文化の振興等	51
1 現況と問題点	51
2 その対策	51
3 計 画	51
4 公共施設等総合管理計画との整合	51
第12 再生可能エネルギーの利用の推進	52
1 現況と問題点	52
2 その対策	52
3 計 画	52
4 公共施設等総合管理計画との整合	53
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	54

○ 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

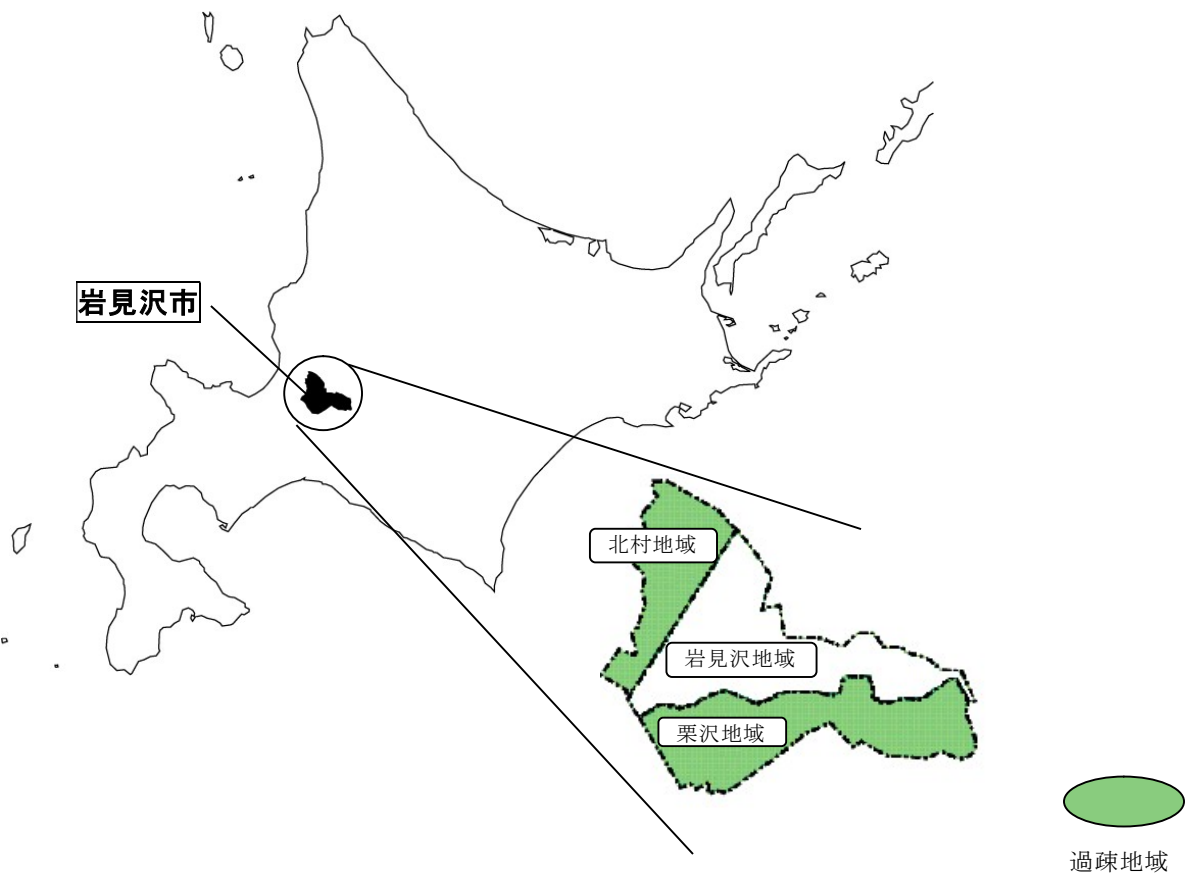
本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に基づき、過疎地域とみなされる旧北村、旧栗沢町の2地域における振興発展の指針とするため、北海道過疎地域持続的発展方針及び第6期岩見沢市総合計画・第3期岩見沢市総合戦略との整合を図りながら策定するものです。



(2) 計画期間

計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(3) 過疎地域の位置図



第 1 基本的な事項

1 過疎地域の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

北村・栗沢地域（以下、「2 地域」という。）は、岩見沢市の北部と南部に位置し、市域 481.02k m²のうち、276.31k m²と全体の 57.4%を占めています。

本市は、平成 18 年 3 月 27 日に、岩見沢市、北村、栗沢町がこれまでの広域連携を基礎として、行政基盤の強化と行政運営の一層の効率化を進め、自立した地域社会の速やかな構築と住民福祉の向上を図るため、北村・栗沢町が廃置分合により岩見沢市に編入合併し、現在の「岩見沢市」となりました。

ア 自然的条件

市域の西部には、石狩川流域低地である平野が広がり、東部には、夕張山地を形成する低山性の山々が連なっています。また、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地をつくりながら、西部を貫流する石狩川と合流しています。

気候は内陸性気候に属しており、平均気温は 10 度弱ではありますが、最高気温は 35 度を超え、最低気温はマイナス 15 度近くまで下がり、寒暖の差が 50 度にもなります。

冬期間の積雪量は、石狩湾からの季節風の影響により西部に位置する北村地域では 1m を超えますが、南部の栗沢地域では比較的少なくなっています。

イ 歴史的条件

・北村地域

本地域は、明治 27 年に開拓功労者北村雄治氏が北村農場を開設し、同 33 年岩見澤村（当時）から分村独立、開拓功労者の姓にちなんで戸長役場名を「北村戸長役場」として開設、大正 8 年の二級町村制施行に合わせ村名を「北村」とし、平成 18 年 3 月 27 日、廃置分合により岩見沢市に編入合併しました。

・栗沢地域

本地域は、明治 25 年に栗沢村を設置し、同 26 年に岩見澤村ほか 1 村戸長役場の所管となり、同 30 年に栗沢村戸長役場を開設、同 39 年二級町村制の施行に合わせ村名を「栗沢村」、昭和 24 年 4 月の町制施行により町名を「栗沢町」とし、平成 18 年 3 月 27 日、廃置分合により岩見沢市に編入合併しました。

ウ 社会的・経済的諸条件

産業構造は、2 地域とも稲作を中心とする第一次産業の比重が高く、農業が地域経済を支えており、社会面では、医療、教育をはじめとした日常生活や、経済活動において、古くから岩見沢地域との結びつきが強くなっています。

・北村地域

本地域は、毎年のように石狩川の氾濫による水禍を被り、特に昭和 7 年の大水害は、滞水期間が実に 1 か月余りに及ぶなど、甚大な被害がありました。

地域の前途が憂慮されましたが、石狩川、旧美唄川の築堤の増強にあたるとともに、石狩川の改修を政府に陳情、昭和 9 年に石狩川治水事業の着工となり水禍の憂いが緩和され、急速な発展を見るに至りました。

発展の基礎としては、戦後における泥炭地開発事業が挙げられ、昭和 27 年頃からの食糧増産対策による耕地化、造田化が進み、稲作を中心とした生産活動が行われており、現在においても総生産の大部分を農産物が占める産業構造を有しています。

高度成長期の社会構造の変化や農業の機械化等により、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて若年層が都市部へと流出し、人口が大幅に減少、その後は鈍化傾向にありましたが、構造的な過疎化現象により、現在は再び人口減少に拍車がかかっている状況にあります。

また、平成 24 年度からは、昭和 56 年 8 月の洪水と同規模の洪水流量を安全に流下させることを目的に、国による北村遊水地事業が進められ、住民が遊水地内での居住を続けられなくなったことから、岩見沢市街地への転居などにより人口減少が加速しました。

・栗沢地域

本地域は、明治 19 年に施行された「北海道土地払下規則」により、全国各地から多くの団体や個人が営農の目的をもって入植し、急速に開拓が進みました。

また、夕張山地に続く東部の丘陵地は、明治初期に炭田の存在が明らかになるにつれ、石炭輸送のため幌内（三笠市）～手宮（小樽市）間、岩見沢～室蘭間の鉄道が開通するなど、西側の平野部から順次東側の産炭地域へと開拓が進められました。

農業は、戦後、食糧増産と耕地面積拡大のため未墾地開拓が行われ、農業人口の増加とともに農業生産も年々増加し、地域農業の基盤が確立されました。しかし、農産物の輸入自由化や新食糧法の制定、国民の食糧消費ニーズの多様化、流通構造の変化、米の永続的な生産調整などにより、規模拡大による水稻単作を経営の主力としてきた当地域にとっては、極めて厳しい状況となっています。

さらに鉱業については、エネルギー需要構造の変革により全炭鉱が閉山し、一時は産炭地域の急激な人口流出により人口はピーク時の 4 分の 1 にまで激減し、その後は鈍化傾向にありましたが、現在は北村地域と同様、再び人口減少に拍車がかかっている状況にあります。

(2) 過疎の状況

ア 人口等の状況

令和2年国勢調査による2地域の総人口は7,122人となっており、昭和55年の15,029人と比較すると、52.6%減少しています。また、若年者比率は7.8%で、人口に占める割合の低下が続く一方、高齢者比率は45.8%まで上昇しており、市全体と比較して少子高齢化の傾向が顕著となっています。

過疎化が進む主な要因としては、他の過疎地域と同様に、我が国の経済成長や社会環境の変化、エネルギー政策の転換など産業政策の変化、就業機会の減少や若者の都会志向による流出など、様々な事柄が関連しながら助長されたものと考えられます。

イ 旧過疎地域自立促進特別措置法等に基づく過疎対策の成果と今後の見通し

これまでの過疎対策では、都市との格差を是正し、都市形成のための機能を充実させるとともに、魅力あるまちづくりと産業基盤の整備拡充、住民福祉の向上を目指した計画を策定した上で、道路交通網の整備や生活環境の整備、住民の福祉、教育、医療の確保等に関する施策を推進してきました。

しかし、エネルギー政策の転換や農業を取り巻く情勢が時代の推移の中で大きく変化し、昭和40年以降大幅に人口が減少したため、行財政に与える影響が非常に大きく、厳しい財政状況の中で行政運営を持続させるためには、一部事業の縮小にも取り組まざるを得ない状況にありました。

このような状況下ではありますが、計画に基づく事業として、産業の振興では、農業経営の近代化を図るための水利施設の整備やスマート農業の普及促進、交通通信体系の整備では、道路の改良舗装や住民バスの運行、生活環境の整備では、水道事業及び下水道事業、公営住宅の建設などを実施し、また、高齢者福祉の増進、医療の確保、教育の振興では、認定こども園など各種施設整備の計画的な推進、さらには、温泉施設のリニューアルによる観光振興や地域の活性化など、快適な農村環境づくりを進めたことにより、一定程度の生活機能が維持されるといった成果が挙がっています。

一方で、少子高齢化に伴う自然減の拡大により今後も人口減少が続くことは避けられず、2地域において持続可能な地域社会を形成するためには、人口減少の抑制を図ると同時に、人口減少に適応した地域づくりを進めることが重要であり、そのため、農作業の省力化・効率化を一層促進するとともに、農業の生産性の向上や流通・販売対策の強化を図るほか、都市部と遜色のない通信環境の整備や、交通移動手段の確保などを通じた定住の促進により、地域の持続的な発展を推し進める取組みが必要となります。

(3) 社会経済的発展の方向性の概要

2 地域の基幹産業は農業であり、この農業の振興こそが地域の持続的発展において重要な役割を果たす要素となりますが、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足や農畜産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、今後も地域経済を支える基幹産業として維持・発展していくためには、農業者、農業関係機関・団体等と連携・協力しながら、持続可能な生産体制を構築していく必要があります。

また、道央栗沢工業団地をはじめとする工場適地への企業誘致活動を関係機関と連携のもと推進し、産業の高度化を進めるとともに、既存住宅分譲地の販売促進や良好な定住環境の整備に努める必要があります。

さらに、移住・定住や地域間交流の促進、産業の振興、地域における情報化、交通手段の確保、生活環境の整備など、地域における生活機能を維持するために必要な取組みを推進するほか、通勤、通学、通院、買い物など、住民の日常生活圏が拡大する中で、周辺自治体が一体となって連携を強め、生活機能を相互に補完し合う関係を築くとともに、地域特性や地域資源を活かした地場産業及び観光の振興を図る必要があります。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

ア 2 地域の人口の推移と動向

2 地域の人口の推移は、昭和 30 年（国勢調査。以下同じ。）のピーク時は 35,522 人となっていますが、昭和 35 年には 34,152 人と減少に転じ、その後も減少を続け、令和 2 年には 7,122 人にまで落ち込んでいます。

昭和 35 年から昭和 50 年まで（15 年間）の減少率は 50.0%、昭和 50 年から平成 2 年まで（15 年間）の減少率は 24.4%、平成 2 年から平成 17 年まで（15 年間）の減少率は 18.8%、徐々に鈍化しておりましたが、平成 17 年から令和 2 年まで（15 年間）の減少率は 32.0%と再び人口減少が加速しています。過疎地域の人口要件である昭和 50 年から平成 27 年までの 40 年間の減少率は 52.2%となっています（要件は旧市町村単位で 28%以上の減少）。

平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間の推移では年間平均で 2.2%の減少、平成 28 年から令和 2 年までの 4 年間の推移では年間平均で 2.7%の減少、令和 2 年から令和 6 年までの 4 年間の推移では年間平均で 3.0%の減少と少子高齢化の影響が市全体よりも顕著となっている 2 地域においては、鈍化傾向にあった人口減少が自然減の拡大に伴い再び加速化する状況にあります。また、世帯数については、人口と比べ減少率が低くなっていますが、核家族化の進行や若年層の減少に伴う一世帯あたりの人員の減少により、高齢夫婦世帯や独居世帯の増加が見込まれます。

イ 地域別人口の推移と動向

・北村地域

本地域は、昭和 30 年（国勢調査。以下同じ。）のピーク時には 8,887 人であった人口が、昭和 55 年には 4,945 人、令和 2 年には 2,320 人まで減少しており、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると 2,625 人、53.1%の減少となっています。

また、令和 6 年 12 月末現在の住民基本台帳人口は 2,051 人となるなど、減少傾向が続いています。

若年者比率は、昭和 55 年の 20.7%に対して令和 2 年は 8.5%まで低下しており、一方で高齢者比率は、10.4%から 43.4%まで上昇しています。

世帯数は、昭和 55 年が 1,177 世帯、令和 2 年が 845 世帯と 28.2%減少しています。

・栗沢地域

本地域は、昭和 30 年（国勢調査。以下同じ。）のピーク時には 26,635 人であった人口が、昭和 55 年には 10,084 人、令和 2 年には 4,802 人まで減少しており、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると 6,264 人、52.4%の減少となっています。

また、令和 6 年 12 月末現在の住民基本台帳人口は 4,252 人となるなど、減少傾向が続いています。

若年者比率は、昭和 55 年の 18.6%に対して令和 2 年は 7.4%まで低下しており、一方で高齢者比率は、14.4%から 47.0%まで上昇しています。

世帯数は、昭和 55 年が 3,121 世帯、令和 2 年が 1,940 世帯と 37.8%減少しています。

ウ 市全体の人口と年齢別構成

令和 2 年国勢調査による 2 地域を含む市の総人口は 79,306 人、総世帯数 35,584 世帯となっています。

このうち 15 歳から 29 歳までの人口は 9,317 人で、若年者比率は 11.7%となっています。

また、高齢者比率は 36.6%で、北海道の 32.1%、全国の 28.6%を上回っています。

【人口の推移（国勢調査）】

○ 2 地域

（単位：人、％）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	15,029	12,895	△ 14.2	10,475	△ 18.8	8,151	△ 22.2	7,122	△ 12.6
0歳～14歳	2,946	2,131	△ 27.7	1,103	△ 48.2	732	△ 33.6	542	△ 26.0
15歳～64歳	10,113	8,239	△ 18.5	5,922	△ 28.1	4,071	△ 31.3	3,314	△ 18.6
うち15歳～29歳(a)	2,899	2,033	△ 29.9	1,306	△ 35.8	730	△ 44.1	555	△ 24.0
65歳以上(b)	1,970	2,525	28.2	3,450	36.6	3,347	△ 3.0	3,266	△ 2.4
(a)/総数 若年者比率	19.3%	15.8%	－	12.5%	－	9.0%	－	7.8%	－
(b)/総数 高齢者比率	13.1%	19.6%	－	32.9%	－	41.1%	－	45.9%	－

総数には「年齢不詳」を含む

○ 岩見沢市全体

（単位：人、％）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	93,340	93,312	0.0	93,677	0.4	84,499	△ 9.8	79,306	△ 6.1
0歳～14歳	19,983	16,128	△ 19.3	11,558	△ 28.3	8,983	△ 22.3	7,859	△ 12.5
15歳～64歳	64,653	64,188	△ 0.7	59,582	△ 7.2	47,848	△ 19.7	42,391	△ 11.4
うち15歳～29歳(a)	20,657	17,781	△ 13.9	14,705	△ 17.3	10,631	△ 27.7	9,317	△ 12.4
65歳以上(b)	8,704	12,866	47.8	22,537	75.2	27,503	22.0	29,056	5.6
(a)/総数 若年者比率	22.1%	19.1%	－	15.7%	－	12.6%	－	11.7%	－
(b)/総数 高齢者比率	9.3%	13.8%	－	24.1%	－	32.5%	－	36.6%	－

総数には「年齢不詳」を含む

【人口の推移（住民基本台帳：各年12月末現在）】

○2地域

(単位：人、世帯、%)

区分	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,160	6,977	△2.6	6,728	△3.6	6,517	△3.1	6,303	△3.3
うち男性	3,371	3,285	△2.6	3,193	△2.8	3,105	△2.8	3,007	△3.2
うち女性	3,789	3,692	△2.6	3,535	△4.3	3,412	△3.5	3,296	△3.4
世帯数	3,539	3,531	△0.2	3,476	△1.6	3,403	△2.1	3,350	△1.6
1世帯当たり人員	2.02	1.98	—	1.94	—	1.92	—	1.88	—

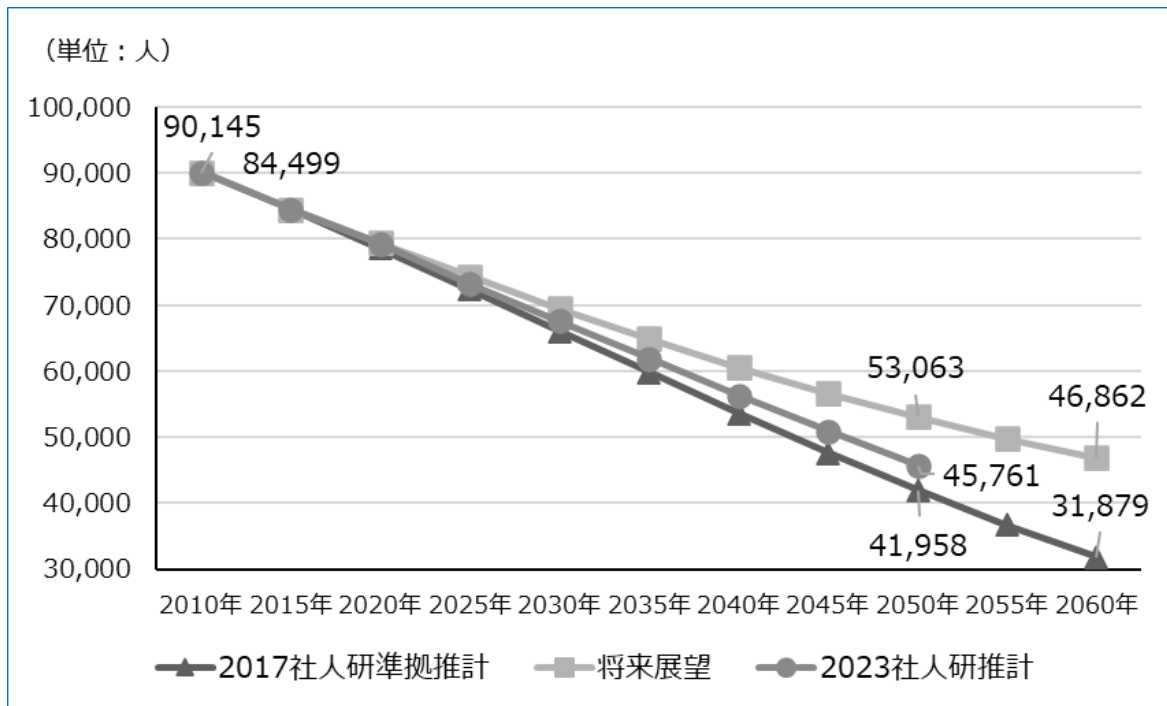
○岩見沢市全体

(単位：人、世帯、%)

区分	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	79,352	78,112	△1.6	76,753	△1.7	75,522	△1.6	74,204	△1.7
うち男性	39,072	36,487	△1.6	35,884	△1.7	35,270	△1.7	34,633	△1.8
うち女性	42,280	41,625	△1.5	40,869	△1.8	40,252	△1.5	39,571	△1.7
世帯数	41,493	41,262	△0.6	41,021	△0.6	40,752	△0.7	40,440	△0.8
1世帯当たり人員	1.91	1.89	—	1.87	—	1.85	—	1.83	—

【人口の見通し】

○岩見沢市人口ビジョンにおける将来展望



(単位：人)

区分	2010年		2015年		2020年		2025年		2030年		2035年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
年少人口	10,253	11.4%	8,983	10.6%	8,120	10.2%	7,232	9.7%	6,489	9.3%	6,359	9.8%
生産年齢人口	54,853	60.8%	47,945	56.7%	43,123	54.3%	38,840	52.3%	35,301	50.8%	31,964	49.3%
老年人口	25,039	27.8%	27,571	32.6%	28,205	35.5%	28,246	38.0%	27,672	39.8%	26,551	40.9%
総人口	90,145	100.0%	84,499	100.0%	79,448	100.0%	74,318	100.0%	69,462	100.0%	64,874	100.0%

区分	2040年		2045年		2050年		2055年		2060年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
年少人口	6,241	10.3%	6,199	10.9%	6,190	11.7%	6,181	12.4%	6,152	13.1%
生産年齢人口	28,483	47.1%	25,889	45.7%	24,305	45.8%	23,170	46.5%	22,467	47.9%
老年人口	25,812	42.6%	24,549	43.3%	22,568	42.5%	20,453	41.1%	18,243	38.9%
総人口	60,536	100.0%	56,637	100.0%	53,063	100.0%	49,804	100.0%	46,862	100.0%

※年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比は端数調整をしていないため合計が100%にならない場合があります。

(2) 産業の推移と動向

ア 2 地域の産業の推移と動向

令和 2 年の国勢調査による 2 地域の第一次産業就業人口比率は 40.1%となっており、うち 99.5%が農業に従事しています。

第一次産業の比率は全国平均の 2.8%と比較して極めて高い就業構造となっています。

しかし、農業の近代化・大規模化や高度経済成長により労働力が他産業へと移動しており、第一次産業就業人口比率は、昭和 35 年の 58.6%から昭和 50 年には 53.9%、平成 2 年には 49.2%、平成 17 年には 40.0%と徐々に低下してきています。

イ 地域別の産業の推移と動向

・北村地域

国勢調査による本地域の第一次産業就業人口比率は、昭和 35 年の 83.6%から平成 17 年には 57.1%まで低下しましたが、平成 27 年では、第三次産業就業人口の減少に伴い相対的に比率が上昇し、60.3%となりました。しかし、令和 2 年では 57.9%と再び低下しています。

また、第一次産業就業者の減少率は、昭和 35 年から昭和 50 年まで（15 年間）が 43.7%、昭和 50 年から平成 2 年まで（15 年間）が 21.0%、平成 2 年から平成 17 年まで（15 年間）が 39.6%、平成 17 年から令和 2 年まで（15 年間）においても 38.6%と減少が続いています。

これは、若年労働者が他産業に流出したことや、社会及び経済構造が変化する中で、岩見沢市街や近隣都市への通勤者が増加したことにより、第三次産業就業人口の占める割合が相対的に増加していることが主な要因であり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

・栗沢地域

国勢調査による本地域の第一次産業就業人口比率は、昭和 35 年の 46.7%から令和 2 年には 30.1%まで低下しています。

また、第一次産業就業者の減少率は、昭和 35 年から昭和 50 年まで（15 年間）が 50.5%、昭和 50 年から平成 2 年まで（15 年間）が 37.6%、平成 2 年から平成 17 年まで（15 年間）が 31.4%、平成 17 年から令和 2 年まで（15 年間）においても 39.0%と減少が続いています。

本地域における基幹産業も北村地域と同様に農業ではありますが、現在の産業構造は、農業の近代化・大規模化の進行や就業者の高齢化に伴う第一次産業就業者の減少と、炭鉱の閉山による第二次産業就業者の減少、岩見沢市街や近隣都市への通勤者の増加など第三次産業への労働力の流出により、平成 2 年には第三次産業就業者数が第一次産業就業者数を上回り、昭和 35 年、昭和 50 年当時と比較して地域の産業構造は一変しています。

ウ 市全体の産業構造

国勢調査による 2 地域を含む市全体の産業別就業人口比率は、令和 2 年で第一次産業が 7.9%、第二次産業が 17.7%、第三次産業が 71.5%となっており、2 地域では高い第一次産

業就業人口比率が、市全体では低くなっています。

【産業別人口の動向（国勢調査）】

○2 地域

(単位：人、%)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	7,837	6,722	△14.2	5,297	△21.2	3,895	△26.5	3,238	△16.9
第一次産業就業人口比率	53.0	49.2	－	40.0	－	41.3	－	40.1	－
第二次産業就業人口比率	16.9	16.5	－	17.5	－	13.2	－	13.1	－
第三次産業就業人口比率	30.0	34.2	－	42.3	－	43.3	－	43.1	－

○岩見沢市全体

(単位：人、%)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	42,195	42,609	△2.6	42,492	△0.3	37,845	△10.9	34,045	△10.0
第一次産業就業人口比率	18.4	14.5	－	9.8	－	8.7	－	7.9	－
第二次産業就業人口比率	19.1	20.6	－	18.6	－	17.7	－	17.7	－
第三次産業就業人口比率	62.5	64.9	－	69.8	－	70.0	－	70.0	－

3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

2 地域においては、多様化する住民ニーズに配慮しつつ、厳しい財政状況の中、地方分権を推進するため独自の行財政改革を実施し、各事業の見直しや経常経費の節減等に努め、簡素で効率的な行政運営に取り組んできましたが、いずれも自主財源が乏しく、財政基盤は脆弱となっています。

歳入面では、人口減少に伴う税収の落ち込みや、地方交付税の減少が続いており、歳出面では、義務的経費やその他の経費（維持補修費など）の増加に伴い、経常収支比率が高くなっており、厳しい財政運営を強いられています。

引き続き、「岩見沢市行政改革大綱」、「岩見沢市中長期財政計画」及び「岩見沢市職員定員管理計画」に基づき、行政サービスに対する市民の満足度を高めるための改革を進めるとともに、健全で持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

【財政の状況（地方財政状況調査等）】

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	45,729,576	47,478,308	60,074,257
一般財源	29,221,515	28,512,286	29,566,476
国庫支出金	7,519,002	7,131,013	17,362,258
道支出金	2,354,139	3,365,431	3,846,054
地方債	4,630,500	4,686,900	6,493,500
うち過疎対策事業債	235,600	395,600	1,149,800
その他	2,004,420	3,782,678	2,805,969
歳出総額 B	44,825,905	46,869,341	59,907,165
義務的経費	21,462,464	19,233,548	20,858,046
投資的経費	6,681,520	6,225,492	7,315,473
うち普通建設事業	6,681,520	6,225,492	7,315,473
その他	15,926,148	20,836,114	30,318,578
過疎対策事業費	755,773	574,187	1,415,068
歳入歳出差引額 C（A-B）	903,671	608,967	167,092
翌年度へ繰越すべき財源 D	54,945	1,401	29,244
実質収支 C-D	848,726	607,566	137,848
財政力指数	0.38	0.38	0.39
公債費負担比率（％）	21.9	15.5	17.5
実質公債費比率（％）	13.4	6.8	8.4
起債制限比率（％）	—	—	—
経常収支比率（％）	88.4	92.4	97.8
将来負担比率（％）	45.6	43.0	70.7
地方債現在高	48,501,264	54,928,712	62,735,654

（２）施設整備水準等の現況

2地域は、過疎地域の指定を受けてから55年が経過し、住民福祉と生活環境の向上のための各施策の積極的な実施により、施設整備が進められてきた結果、主要公共施設の整備水準は上昇しています。

道路の改良・舗装や情報通信基盤などの交通通信体系の整備、小中学校の校舎など教育環境の整備、病院等医療の確保、上下水道施設など生活環境の整備、農村環境改善施設による産業の振興など、多岐に渡る施設整備がなされています。

【主要公共施設等の整備状況】

○ 2 地域

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	30.6	55.2	67.6	68.9	69.2
舗装率 (%)	15.8	38.8	58.4	62.9	63.4
農道					
延長 (m)	—	—	—	441,562	368,033
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	4.2	0.7	21.9	—	—
林道					
延長 (m)	20,854	37,128	38,687	41,678	44,692
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	2.6	3.4	4.1	—	—
水道普及率 (%)	92.2	97.0	97.9	—	—
水洗化率 (%)	12.9	13.7	43.6	66.7	78.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	7.0	7.1	9.2	9.0	12.0

○岩見沢市全体

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	31.2	49.1	62.5	68.4	71.2
舗装率 (%)	21.0	39.9	56.6	64.0	67.1
農道					
延長 (m)	—	—	—	540,701	467,172
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	2.8	1.1	17.9	—	—
林道					
延長 (m)	33,429	53,183	54,742	57,733	60,747
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	2.3	2.9	4.1	—	—
水道普及率 (%)	94.4	99.5	99.8	99.9	99.9
水洗化率 (%)	—	57.3	84.6	91.9	95.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	5.6	6.3	6.1	22.3	22.3

4 地域の持続的発展の基本方針

2 地域では、人口の減少、少子高齢化の急速な進展など、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保、教育環境の整備など、地域が抱える課題を解決し、地域の持続的発展を実現するには、引き続き時間を要するものと思われます。

我が国における過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保や自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成など、多面的な機能を有しており、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えています。

また、東京圏への人口の過度な集中により自然災害や感染症等のリスクが増大する中で、国土の均衡ある発展のために過疎地域が担うべき役割は一層重要なものとなっています。

今後は、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方の多様化など、過疎地域が抱える課題の解決に資する動きを加速させるとともに、第6期岩見沢市総合計画・第3期岩見沢市総合戦略との整合性を図りながら、2地域における持続可能な社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向けた取組みを進めます。

○基本的な施策の展開

(1) 地域で支え合う安全・安心なまち

災害の発生に備えた地域防災力の向上を図るとともに、冬期間の安全確保や消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策・消費者保護など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた環境整備を進めます。

(2) みんなが健康で元気に暮らせるまち

誰もがいつまでも健やかで生き生きと暮らすことができるよう、市民の健康づくりや高齢者・障がい者福祉、地域医療の充実に努め、地域全体で市民の元気で健康な生活を支える「健康コミュニティ」を推進します。

(3) 活力と賑わいに満ちた魅力あふれるまち

関係団体や事業者とも連携し、農業・商工業の振興を図るとともに、新産業の創出や企業立地を推進し、雇用の拡大に努めます。

また、観光の振興や中心市街地の活性化を通じた賑わいの創出を図るとともに、移住・定住の促進に向けた多様な施策を展開します。

(4) 豊かな心と生きる力をはぐくむまち

安心して子どもを産み育てることができる環境のもと、地域全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、未来を担う子どもたちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育む社会を創ります。

市民一人ひとりが健康で心豊かな人生を過ごすことができるよう、生涯学習の充実や、芸術文化・スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

(5) 自然と調和した快適で暮らしやすいまち

快適かつ安全に暮らすことのできる都市基盤の構築に向け、利便性の高い市街地や快適な居住環境の形成、道路・橋梁の適正な整備と維持管理、公共交通の利便性の向上及び上下水道の適正運営に努めます。

また、緑豊かな自然環境の維持・保全に努めるとともに、循環型社会の形成を推進します。

さらに、本市の強みであるICT基盤を活用し、様々な地域課題の解決に取り組みます。

(6) 市民とともに創る持続可能で自立したまち

市民と行政との協働によるまちづくりの推進に向け、積極的な情報発信の充実と市民が市政に参画する機会の拡充を図ります。

また、行財政改革の取組みを進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の施策の効果を検証するため、捕捉の容易性や頻度、指標の客観性、第3期総合戦略における重要業績評価指標（KPI）との整合などを考慮し、以下のとおり評価指標として適切な「地域の持続的発展のための基本目標」を定めます。

(1) 人口に関する目標

項目	現状値		目標値	
①転出超過数の抑制（市全体）	△389人	2022年	△275人	2027年
②人口の社会増減率の改善（市全体）	△0.50%	2022年	△0.40%	2027年
③定住意向の向上（2地域）	69.0%	2024年	80.0%	—

①は1月～12月までの1年間の転入者数から転出者数を引いた人数

②は前年末の住民基本台帳人口に対する転出超過数の割合

③は市民意識調査における「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の回答割合

※③の目標値は計画期間内における最新実績

(2) 財政力に関する目標

項目	現状値		目標値	
①総所得の向上（市全体）	1,718 千円	2022 年	2,000 千円	2027 年
②農業の生産性の向上（市全体）	17,673 百万円	—	17,800 百万円	—

①は20歳～74歳までの住民基本台帳人口（12月31日現在）1人あたりの総所得

※総所得は翌年の課税状況調（総務省）における給与所得、営業等所得、農業所得の計

②は市町村別農業産出額（農林水産省）による推計値

※現状値は2019年から2021年までの平均値、目標値は計画期間内における最新実績

6 推進体制及び進行管理

本計画を着実に推進していくためには、毎年度、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を継続的に図るPDCAサイクルが重要です。

そのため、本計画の各施策・事業の推進にあたっては、「岩見沢市まちづくり基本条例」の基本理念である「市民主体による自主自立のまちづくり」の実現に向け、より多くの地域住民、関係者が主体的に参加できる体制を整備するとともに、その意見を反映できる体制を構築します。

また、各施策・事業の進捗状況を的確に把握し、適切な進行管理に努めるとともに、計画の実効性を確保するため、必要に応じて機動的に事業内容等の見直しを図ります。

7 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、これまで整備してきた公共施設等の老朽化が顕在化しており、また、市町村合併により、1市1町1村が所有していた公共施設等をほぼそのまま引き継いでいるため、今後、公共施設等が一斉に大規模修繕・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になるものと予測されています。

こうした課題に対応するため、平成28年12月に策定した「岩見沢市公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の適正な保有と配置、維持管理等に関する基本的な方針を定めるとともに、同計画の実施における具体的取組みの指標として令和8年中に策定予定の「(仮称)第2期公共施設再編基本計画」において、個々の施設の再編の方向性を示すところであり、これらの計画との整合を図りながら、公共施設等の再編を進めます。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

人口減少や高齢化が急速に進行する過疎地域においては、首都圏を中心とした都市部から環境に恵まれた地方への関心の高まりを踏まえ、自然や文化・芸術など地域資源を活用し、付加価値を創出するとともに、地域の魅力発信を強化することにより、新たな「人の流れ」をつくることが重要となっています。

また、時代の変化とともに「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなどへの価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの多様化が進み、都市部では体験できない感動が得られる空間として、地域の自然と人々の営みによって長い時間をかけて醸成されてきた農村地域の価値が見直されつつあり、このような動きを的確に捉え、都市部と地域との継続的なつながりを深める取組みをより一層推進していくことが求められています。

さらに、今後、人口減少に伴い顕在化する様々な地域課題に的確に対応し、住民が安心して地域で暮らし続けていくためには、日常生活や経済活動において関係の深い近隣の自治体と広域的な連携を図り、地域課題の解決に向けて共同で取り組んでいく視点も必要となります。

(2) 人材の育成

人材育成は、「地域づくり」の源となる重要な要素であり、時代や環境が大きく変化する中で、柔軟で自由な発想とたくましい意欲、行動力をもった人材の育成は、将来の2地域のみならず、我が国の将来、そして国際社会に貢献するためにも重要なことといえます。

そこで、基幹産業である農業の担い手の確保や就業環境の充実、教育機会の確保などの取組みを通じて、地域を活性化する上で中心的な役割を果たす住民や、将来を担うこどもたちの人材育成に取り組む必要があります。

(3) 市民との協働によるまちづくり

少子高齢社会の進展や、地方分権、規制緩和をはじめとする構造改革の推進などにより、社会全体の仕組みが大きく変化する中で、多様化する市民のニーズに柔軟に対応していくためには、市民、議会、行政が、情報を共有しながら地域の将来像をともに描いていくことが重要であり、市民やまちづくり団体との協働など、今後のまちづくりには欠かせない市民参加による地域経営の視点により、地域の持続的な発展を目指していく必要があります。

(4) 男女共同参画社会の推進

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別等に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを進める「ダイバーシティ（性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様

な個性が力を発揮し、共存できること)」の推進は、我が国における経済社会の持続可能な発展や、産業の活性化という点で非常に重要な意義を持つものであり、誰もが働きやすい環境づくりを進めるとともに、年齢や性別による役割分担意識などにとらわれず、互いの人権を尊重しながら社会のあらゆる分野に参画する「男女共同参画社会」を目指す必要があります。

２ その対策

(１) 移住・定住・地域間交流の促進

まちの強みや特性の効果的な情報発信や、暮らしの生活体験の提供などにより・移住・定住の促進を図るとともに、過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を活かし、ゆとりある生活への欲求や自然環境への関心といった都市部の住民のニーズに応じた地域間交流を促進するなど、都市部と地域が継続的なつながりを持つ取組みにより、地域への新たな「人の流れ」をつくります。

さらに、多くの自治体で人口が減少している状況下においては、住民が快適で安心して暮らすために必要な生活の基盤が失われるとともに、行政サービスの持続性が確保できなくなることが懸念されます。

そこで、地域全体の活力を維持し、それぞれの地域が魅力あるまちづくりを進めるため、近隣市町と南空知定住自立圏により広域的な連携事業に取り組むとともに、南空知ふるさと市町村圏組合と連携し、圏域内における交流を促進します。

(２) 人材の育成

国の支援制度や市独自の新規就農サポート事業により、農外からの新規就農者や農業後継者を支援するとともに、農業経営の向上を図るための研修などにより地域農業の担い手である認定農業者等の育成・確保を図ります。

また、経済関係団体と連携を図りながら、地域の雇用を守るとともに、本市のICT基盤を活かした在宅就業環境の充実、進出企業との連携による実践型研修や大学や企業と連携した実践型教育に取り組むなど、地域経済を支える市民の新しい学びの場を創出し、デジタル人材の育成・確保を図ります。

さらに、将来の地域社会を担うこどもたちが、地理的な特性や学校の環境等を越え、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTを活用した遠隔授業等を推進するとともに、学校と家庭、地域が連携しながら、児童生徒が地域課題の解決に向けて探究的に学ぶ活動を通じ、ふるさとに根付くこどもを育む取組みを推進するほか、国際性豊かな地域社会を目指し、地域で育まれてきた姉妹都市、友好都市との派遣交流事業を継続して推進します。

(３) 市民との協働によるまちづくり

次代を担うこどもから高齢者まで、市民一人ひとりが自主的・主体的にまちづくりに参加

できる仕組みを構築するとともに、地域住民が主体的に関わる団体・NPO法人による公共施設の管理運営や地域の町会・自治会・まちづくり団体の活動に対する支援など、市民との協働によるまちづくりを推進します。

(4) 男女共同参画社会の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を深めていくため、市民や事業者、関係団体等と協力しながら、情報発信や啓発活動を展開するとともに、男女共同参画を推進する人材の育成に努めます。

また、性別に関わらず多様な意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の参画を促進するほか、男女がともに仕事や家庭、地域での活動を両立できるよう支援し、様々な分野における男女共同参画を推進します。

さらに、基幹産業である農業において女性の参画を促進するなど、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。

本市では、「岩見沢市パートナーシップ制度」を導入し、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らに誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちを実現することを目指しています。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 ・まちの強みや特性の効果的な情報発信や、暮らしの体験の提供等により移住の促進を図る	市	
	地域間交流	広域連携促進事業 ・広域的な地域課題の解決に向け、南空知定住自立圏による広域的な連携事業に取り組み、持続的な行政サービスの提供につなげる	市	
	人材育成	人材の育成と活躍推進事業 ・誘致・創業企業を含め、地元企業による採用ニーズを的確に把握しながら、デジタル技術を理解し活躍できる人材の育成に取り組むとともに、大学や企業との共創のもと、初等中学教育から高等教育、社会人のリカレント・リスキリング教育等を網羅する「新しい学び」の形成を目指す	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住等に関する施設については、新たな施設整備は行わず、民間施設を活用いたします。

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

国内の農業を取り巻く情勢は、超高齢化社会や人口縮減時代の到来、さらにはグローバル化・情報化の急速な進展など、社会経済構造の変化により大きな転換期を迎えています。

このような状況の中で、食生活の多様化が進み、輸入農産物が増大するなど、持続可能で活力ある農業を振興していくためには、農産物の安定供給はもとより、生産性に優れた農地の維持、品質の高い農産物を生産する技術など、農業情勢の変化に対応しながら本市の農業が持つ潜在力を最大限に発揮していく必要があります。

2 地域の基幹産業は、稲作を中心とした農業であり、道内有数の食糧供給基地として、厳しい自然条件や土壌条件を克服するため、土地改良事業をはじめとする各種の農業施策を展開し、経営規模の拡大と農業経営の近代化を推進してきました。

令和2年の農林業センサスにおける2地域の総農家数（販売農家）は501戸と、岩見沢市全体（881戸）の半数以上を占めていますが、前回の平成27年と比較すると、販売農家は87戸減少（△14.8%）しています。

一方、岩見沢市全体の1戸当たり経営耕地面積（販売農家）は19.4haと前回から2.7ha増え、担い手の規模拡大が進んでいます。

このような状況を背景に、本市では、米・小麦・大豆などの輪作による生産性の向上、特に基盤整備に伴う水稻直播の導入による田畑輪換を可能とした空知型輪作体系の確立や、農業気象サービス、高精度測位補正情報の活用により農作業の効率化・省力化を図るスマート農業の推進、精米施設の整備やブランド化による付加価値の向上、イベント・直売などによる地産地消の取組みが進んでいます。

(2) 林業

本市の森林面積は、栗沢地域を中心に16,109haとなっており、総面積の約3割を占めています。

近年の森林・林業を取り巻く環境は依然として厳しく、長期にわたる木材価格の低迷等に伴う森林所有者の経営意欲の減退等により、無間伐林が増加するとともに、素材生産活動が停滞し、伐採や間伐、保育等の森林整備が遅れています。

森林の整備・保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化などを考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施と森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を図る必要があります。

(3) 商業

2 地域の商業は、長引く景気の低迷や商店主の高齢化、人口減少、消費者ニーズの多様化などにより商店数、年間小売販売額ともに年々減少する傾向にあります。

また、近郊への大型店舗の出店や札幌市にも近いことから、購買力の大半が他地域へと流出しています。

このため、関係団体等と連携を図りながら、街並みの整備や融資制度の充実などを進めてきましたが、岩見沢市郊外の大型店による影響など、単に施設面の整備等だけではなく、消費者ニーズの把握や、きめ細かなサービスの提供などについて、行政・商工会及び個々の商店が、一層の連携を図りながら賑わいのある商店街の形成を促進していく必要があります。

(4) 工業

地域経済の活性化と産業の高度化を図るためには、工業の振興が重要となりますが、長引く景気の低迷などから、新たな企業立地は容易ではない状況にあり、企業情報の収集体制の強化を図るなど、計画的な誘致活動を展開し、分譲中の道央栗沢工業団地を中心とした工場適地に企業立地の促進を図るとともに、労働者の定住を促進させるため、生活環境の整備を進める必要があります。

また、既存企業の育成と経営安定を図ることはもとより、労働力の減少や高齢化が進展する中で、本市が有するICT基盤を活かした産業振興を推進するなど、労働生産性とサービスの付加価値の向上に資する取組みを進めることが重要となります。

(5) 観光

本市は、札幌市に近接する地理的に恵まれた地域にあり、新千歳空港や札幌市から、旭川市、富良野市といった観光地に至るルート上に位置するなど、他の地域と比較し優位なロケーションを有しています。

さらに、2 地域では、自然現象である大雪や、のどかな田園風景、広大な農地など、住民にとっては見慣れたものであっても、観光に訪れる方にとっては価値の高い自然資源が存在するほか、北村温泉をはじめとする温泉施設や栗沢クライנגルテンに代表される都市と農村との交流施設、さらには観光イベント・祭りなど、多彩で魅力ある観光・交流資源があることから、これらの価値を活かした観光振興を推進する必要があります。

(6) 情報通信産業

中小・小規模企業は、人口減少に伴う需要の減退や流通構造の変化などによる競争の激化、人手不足や後継者難などに直面し、厳しい経営状況にある中、物価高騰や人件費の上昇により、さらに経営状況が悪化することが懸念されており、中小・小規模企業におけるデジタルトランスフォーメーションの推進など、地域の産業を支える取組みが必要であります。

2 その対策

(1) 農業

基幹産業である農業については、国や北海道の施策と市独自の施策の有機的な連携を図りながら、持続的発展を目指し、農業経営の安定と農業所得の向上への取組みや、担い手の育成・確保を図るとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮等を通じた農村地域の振興を推進します。

ア 広い農地を活用した土地利用型農業を推進するため、米・小麦・大豆・野菜などの輪作による生産性の向上や、農作業の効率化、コスト縮減などの取組みを総合的に進め、農業所得の向上を図ります。

イ 土壌分析施設で実施する化学性分析に、物理性分析を加えた複合的な土壌診断を進めることにより、土づくりのレベルアップを図ります。

ウ 農業残渣などの地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入によるコストの縮減や端境期出荷による競争力の向上など、環境にも配慮した農業生産を推進します。

エ 新規及び既存作物の新たな生産・流通・販売体制を構築するとともに、加工や商品開発など、企業との協働による取組みを推進します。

オ 観光を含めたワインの産地形成を図るため、醸造用ぶどうを生産するヴィンヤードの本市への進出や事業の拡大、ワイナリーによる農業振興を推進します。

カ 猟友会や地域における駆除団体の協力を得て、捕獲ワナ等による有害鳥獣駆除の継続的な実施や鳥獣被害対策実施隊との連携に努め、捕獲活動の推進を図ります。また、捕獲従事講習会や狩猟免許取得の啓発など、狩猟の担い手確保に対する取組みを進めます。

キ 未来を見据えた先駆的な取組みであるスマート農業については、これまでの取組みをさらに深化させる取組みを推進します。

【専業・兼業別農家戸数の推移】 (農林業センサス、農業基本調査)

○2 地域 (単位：戸)

区 分	総農家数	専業農家数	兼 業 農 家 数		
			総 数	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	1,076	346	730	611	119
平成17年	872	302	570	489	81
平成22年	689	343	346	293	53
平成27年	588	435	153	127	26
令和2年	501	-	-	-	-

○岩見沢市全体 (単位：戸)

区 分	総農家数	専業農家数	兼 業 農 家 数		
			総 数	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	1,946	677	1,269	1,044	225
平成17年	1,580	606	974	834	140
平成22年	1,230	664	566	483	83
平成27年	1,041	782	259	213	46
令和2年	881	-	-	-	-

(2) 林業

森林が将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、生産基盤となる林道、作業道の整備を進めながら、森林組合を中心とした森林施業を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全、生物多様性の保全等、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全・育成、治山対策の促進に努めるほか、環境学習やレクリエーションの場として活用し、森林空間の総合的利用に努めます。

(3) 商業

人口減少、消費者ニーズの多様化など、商業を取り巻く環境の変化に対応し、商店街の賑わいの創出を図るほか、関係機関・団体と連携し、経営基盤の強化、後継者などの人材育成、地域に密着した新たなサービスの展開、地場産業等との連携など、商店街の魅力向上に向けた取組みを支援します。

また、地域住民のニーズに密着した健康・福祉・余暇関連サービス業など、コミュニティビジネスの育成に努めます。

【商業の概況】 (商業統計調査) (平成28年より経済センサス-活動調査結果)

区分	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	1商店当り		従業員1人当り販売額(万円)
				従業員数(人)	販売額(万円)	
平成16年	904	7,183	32,558,050	8.0	36,016	4,533
平成19年	877	7,205	29,366,517	8.2	33,485	4,076
平成26年	579	4,648	13,642,849	8.0	23,563	2,935
平成28年	647	5,196	15,573,284	8.0	24,070	2,997
令和3年	608	5,391	14,619,291	8.9	24,045	2,712

※岩見沢市全体

(4) 工業

地域経済の活性化を図るため、関係機関・団体との連携のもと経営指導や制度資金・助成制度等の活用を促進し、既存企業の経営体質の強化や新分野進出に向けた支援を進めます。

また、産学官・産業間の連携の促進や、優れた情報通信基盤を活かした産業支援・研究開発体制の強化を図り、新製品や新技術の開発、IT関連ビジネスをはじめとする新たな産業の創出や起業化を促進します。

さらに、企業の進出環境を整備充実するとともに、企業誘致活動を積極的に展開し、成長が期待される企業の立地促進に努めます。

雇用情勢が依然厳しい中、既存産業の振興や新産業の創出、企業誘致をはじめとする各種産業振興施策を推進し、雇用の創出・確保に努めるほか、関係機関との連携のもと、就職相談や情報の提供、職業能力の開発などを進め、地元就職の促進、若年層や中高年齢層及び障がい者などの雇用促進に努めます。

また、労働条件の向上や勤労者福祉制度の利用促進に向けた啓発に努めます。

【工業の概況】 (工業統計調査、経済センサス活動調査)

区分	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等 (万円)	従業員1人当り 製造品出荷額等(万円)
平成25年度	65	2,318	6,943,685	2,996
平成26年度	66	2,277	7,228,798	3,175
平成28年度	66	2,555	7,400,296	2,896
平成29年度	61	2,820	8,095,153	2,871
平成30年度	60	2,743	7,965,225	2,904
令和元年度	59	2,811	7,976,482	2,838
令和2年度	59	2,754	8,317,291	3,020
令和3年度	57	2,761	8,137,159	2,947
令和4年度	70	2,478	8,673,775	3,500
令和5年度	71	2,527	8,352,741	3,305

※岩見沢市全体

(5) 観光

多様化、個性化が進む観光ニーズに応えられる体験・交流型の観光地づくりに向けて、特色ある公園や温泉施設の整備をはじめ、多彩で魅力ある既存観光・交流資源の活用、保全・充実、ネットワーク化を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により海外や大都市圏からの観光客が減少し、甚大な影響を受けましたが、コロナ禍を経て、観光需要は本格的な回復基調にあり、この波を着実に捉え力強く成長するため、札幌圏等の近隣自治体を中心とした新たな需要の掘り起こしを図ります。

さらに、農泊との連携や広域観光体制の整備、特色あるイベント等の開催、ホスピタリティの向上など、多面的な取組みを推進します。

(6) 情報通信産業

情報通信産業については、地域特性であるICT環境や、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の未来技術を活用し、農林水産業をはじめ、観光、建設業など、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス産業の高付加価値化の実現を目指すとともに、労働力不足の解消など、様々な課題の解決に向けた取組みを推進します。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国営緊急農地再編整備事業 岩見沢北村地区 岩見沢大願地区 農地整備事業（経営体育成型） 大願北第1地区 大願北第2地区 クッタリ南地区 クッタリ北地区 必成第1地区 幌達布北第1地区 幌達布北第2地区 大曲地区 砂浜東第1地区 砂浜東第2地区	国 北海道	
		林業 市有林整備事業	市	
	(3) 経営近代化施設 農業	国営かんがい排水事業 北海地区 幌向川二期地区 国営施設応急対策事業 お茶の水地区 水利施設等保全高度化事業 中小屋地区 三日月地区 幌達布排水機場地区	国 国 北海道	
		水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 片倉川地区 赤川地区 大願地区 三日月地区 豊幌地区 北斗地区 スマート農業普及促進事業 気象観測機器整備・更新事業	市 市	
	(4) 地場産業の振興 試験研究施設 加工施設	農業試験圃運営管理事業 農業拠点施設管理事業	市 市	
	(9) 観光又はレクリエーション	農村体験公園施設改修事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	基幹水利施設管理事業 片倉川地区ほか5地区 ・基幹水利施設（排水機場）の適切な維持管理を行い、過疎地域の基幹産	市	

	商工業・6次産業化	業である農業を守るため、農地水害の未然防止を図る		
	(11)その他	いわみざわ商工会補助事業 ・過疎地域の商工会にイベント等運営補助を行い、商店街の賑わいの存続を図る	市	
		農業経営安定事業 農業活性化対策事業 鉾山施設改修事業	市 市 市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域における産業振興に資するため、過疎地域を対象とした償却資産の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用を受ける産業振興促進区域及び振興すべき業種を次のとおり定めます。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
北村・栗沢地域の全域 (旧北村及び旧栗沢町)	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	

(2) 産業振興を促進するために行う事業

上記「2 その対策」及び「3 計画」に記載の施策及び事業を推進します。

また、施策等の推進にあたっては、人口減少・少子高齢社会においても活力ある社会経済を維持するため、さっぽろ連携中枢都市圏や南空知定住自立圏における広域連携を図るなど、より効果的な施策等の実施に努めます。

5 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興施設については、必要なサービスを維持することを前提としながら、民間資本・ノウハウの活用について積極的に検討・導入を図ります。

また、余剰施設については、廃止や他の行政サービス施設の複合化拠点としての活用を検討します。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

(1) 情報化の推進

情報通信技術の急速な進展に伴うデジタル社会の到来により、地域における情報化の取り組みは、産業、医療、教育、防災など、多岐にわたる分野での活用が期待されるとともに、東京圏への人口の過度な集中により自然災害や感染症等のリスクが増大する中で、情報通信技術を利用した働き方の多様化が進展するなど、特に過疎地域において持続可能な地域社会を形成する上では欠かすことのできない重要な社会インフラとなっています。

本市では、全国の自治体に先駆けて公共施設等を結ぶ自営光ファイバ網をはじめとするICT基盤の整備を進めてきたほか、光ファイバと無線技術の併用による公設民営型のインターネットアクセスサービスである地域BWAを整備するなど、デジタル・ディバイドの解消はもとより、いつでもどこでも便利で快適に暮らせる地域社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

一方で、情報通信の分野では技術革新が絶えず進んでおり、多様化する地域課題の解決に向けて、産学官民にわたる様々な主体との協働により、引き続きICTを効果的に活用し、横断的な施策展開を図る必要があります。

2 その対策

(1) 情報化の推進

地域特性であるICT環境や、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の未来技術の活用による市民生活の質の向上と地域経済の活性化を目指し、市民及び産学官の連携と共創により、産業や教育、子育て、健康、医療、防災、エネルギーなど、様々な分野における課題解決を図り、「Society5.0」社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、インターネットを通じて住民が必要とする情報をいつでも取得できる環境づくりを推進し、その利便性を実感できる地域社会の実現と安全・安心な市民生活の確保に取り組みます。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 その他の情報化の ための施設	地域BWA基地局整備・更新事業 光ファイバ整備事業	市 市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

情報化のための施設については、設備等の計画的な整備・更新を図るとともに、通信インフラに係る省エネルギー化を推進することにより、適切な管理を実施します。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 道路

2 地域の幹線道路は、国道 234 号のほか、道道 15 路線があり、改良率・舗装率ともに 100% となっています。

また、令和 7 年 3 月 31 日現在における、2 地域内の市道延長（実延長）は 406.6km であり、改良率は 69.8%、舗装率は 64.0% となっています。

国道 234 号については、4 車線化の拡幅整備が進められましたが、更なる整備延長が望まれます。

道道については、平野部が泥炭地盤であるため、不等沈下による凹凸が生じているなど、改修が必要な路線があるほか、現状の交通量に応じた 2 次改良や危険屈曲部の改良などを促進し、交通安全対策の充実を図る必要があります。

さらに、低地においては、洪水時にも人命救助や物資搬入を可能とする道路を確保する必要があることから、道路の嵩上げが必要とされています。

市道については、生活道路の整備や交通安全対策の充実を図る必要があります。また、未舗装路線については、簡易舗装（防塵）による整備に努めるとともに、利用実態に合わせて計画的に舗装を施す必要があります。

(2) 交通

2 地域の公共交通機関は、JR 室蘭線の鉄道と、北海道中央バス、新篠津交通、アオヤナギ観光バスによる路線バスが運行しており、これ以外にも、北村地域で運行するスクールバスへの住民混乗の実施や、栗沢地域では、東部丘陵地域（美流渡、万字地区）と岩見沢市街地を結ぶ東部丘陵線コミュニティバスのほか、交通空白地域においてデマンド型乗合タクシーを運行しており、地域住民の通勤・通学・通院や買い物など、生活の足として利用されていますが、近年は、道路網の整備による自家用自動車の利用が増大し、鉄道やバスの利用は減少しています。

一方で、学生や高齢者、通勤者などにとって、鉄道やバスは生活の足として重要な役割を果たしており、特に遠隔地にあっては、移動手段は高齢者の通院や買い物の生命線となっていることから、将来にわたって持続可能な公共交通のあり方を検討する必要があります。

○鉄道路線

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

路線名	区間	運行本数	会社名等
室蘭線	岩見沢～苫小牧	13 本/1 日	JR 北海道
	岩見沢～糸井	1 本/1 日	
	追分～岩見沢	1 本/1 日	

○バス路線

(令和7年4月1日現在)

路線名	区間	運行本数	会社名等
岩見沢由仁線	岩見沢～由仁	8本/1日	北海道中央バス
岩見沢長沼線	岩見沢～長沼	9本/1日	
岩見沢栗山線	岩見沢～栗山	9本/1日	
	岩見沢～栗沢	1本/1日	
北新線	岩見沢～新篠津	20本/1日	新篠津交通
岩見沢月形線	岩見沢～月形	12本/1日	アオヤナギ観光バス

平日ダイヤ 運行本数は往復

○その他

区分	運行区域	備考
住民混乗バス	北村地区	スクールバス運行時の住民混乗
デマンド型乗合タクシー	栗沢東地区、栗沢西地区	事前予約による乗合タクシー
東部丘陵線コミュニティバス	美流渡地区、万字地区	定時路線型乗合タクシー

(3) 除排雪

冬期における円滑な交通の確保は、積雪寒冷地での生活や経済活動には欠くことのできな
い重要な施策となっています。

市では、効率的な除排雪体制を構築し、総合的な雪対策に取り組んでいますが、大雪時の
排雪や除雪の際の堆雪スペースの確保といった課題や、遠隔地と市街地、幹線道路までの通
行の確保に時間を要する場合もあることから、より一層きめ細かな冬期対策を講じるための
体制づくりや、雪道の歩行者及び車輛の交通安全確保に努める必要があります。

2 その対策

長期的な展望に基づく総合的な道路整備の実現に向けて、国道や道道の改良整備を関係機
関に要請するとともに、市道、林道の整備や交通安全対策を推進します。

(1) 国道の整備

交通輸送の多角化に対応するため、国道234号の4車線拡幅整備や、新千歳空港へのア
クセスの向上により人流・物流の円滑化を図る高規格道路「道央圏連絡道路」の早期開通とア
クセス道路の整備に対する支援を要請します。

(2) 道道の整備

- ア 主要道道三笠栗山線の道路拡幅及び線形改良を要請します。
- イ 一般道道栗沢工業団地大和線の道路改良、拡幅及び歩道の整備を要請します。
- エ 一般道道月形幌向線の歩道未整備区間の整備を要請します。

(3) 市道の整備

- ア 2 地域内の市道の整備については、引き続き改良・舗装率の向上に努めます。
- イ 生活道路については、市全体の「道路整備 5 箇年計画」及び「岩見沢市舗装個別施設計画」と整合性を図りながら整備に努めます。
- ウ 歩行者の安全を確保するための歩道の設置や道路照明、安全施設の整備など、道路環境の安全性の向上とバリアフリー化に努めます。
- エ 道路側溝については、改修を含め整備を推進します。
- オ 橋梁については、「岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、効率的な維持管理を実施します。
- カ 冬期間の交通を円滑にするため、除排雪機械の整備充実を図ります。

(4) 林道の整備

地球温暖化防止など、森林のもつ多面的機能の発揮と適正な森林管理を図るため、林道の整備を図り、山林の保全を計画的に推進します。

(5) 交通の確保と交通安全

地域における公共交通は、地域間連携の促進、住民の「暮らしの足」の確保はもとより、産業の活性化や観光振興を図る上でも重要な要素となっています。

そこで、住民の生活圏の拡大や、近隣自治体との連携を下支えする社会基盤として、北海道や関係団体等との協働により、広域的な公共交通のあり方を検討するとともに、住民が安心して暮らせるよう、都市機能が集積する中心市街地、日常生活拠点へのアクセスの確保と移動の円滑化を図ります。

また、利用者の減少による公共交通機関の撤退や減便等に歯止めを掛け、多様化する住民のニーズに応じた交通手段を確保するため、人口構造の変化などを見据えながら、地域ごとに公共交通体系を最適化することにより、利便性、効率性の両立と持続性の確保を図ります。

さらに、市民を交通事故から守るため、信号機の設置に関する要請や警戒標識等の大型化、減速帯の設置を推進するとともに、交通安全施設の整備や交通安全教室の開催など、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路改良舗装事業 北村9号線外1路線 新栄2号線 加茂川線 広域線 栗沢7線 本町北線 最上中央線 栗沢11線	市	
	(8) 道路整備機械等	除排雪用機械整備事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	生活交通確保対策事業 ・行政によるバスの運行やバス事業者への路線補助を行うほか、路線バス等の利用が難しい「交通空白地域」におけるデマンド型乗合タクシー等を運行し、住民の足の確保を図る	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

道路については、幹線市道において、劣化が進んでから舗装面のうち替えを行う従来の管理手法から、劣化が進む前に軽微な損傷を定期的に修繕する計画的な管理手法に切り替え、維持管理コストの削減を図るほか、「岩見沢市幹線市道舗装修繕計画」に定められた修繕基準、優先順位に基づく計画的な修繕を進めることにより、適切な管理を実施します。

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

2 地域の上水道は、岩見沢市、美唄市、三笠市の3市で構成される「桂沢水道企業団」からの浄水受水により供給されており、令和3年3月には、道内最大級の膜ろ過浄水場となる新桂沢浄水場が稼働し、施設の耐震性も向上したことにより、これまで以上に安全で安心な水道水を供給することが可能となっています。

一方で、今後は、水需要が減少する中で管路等の適正な維持管理が求められることから、水道施設の更新・耐震化を計画的に進めると同時に、持続可能な経営基盤を確保する必要があります。

(2) 生活排水処理施設

2 地域の生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水の集合処理施設や、個別に設置する浄化槽により整備されています。

公共下水道は、栗沢市街地を中心に全体計画区域243haのうち、令和6年度末で174haが整備済みとなり、下水道普及率57.4%、水洗化率は98.2%となっています。

終末処理場である栗沢下水道管理センターは、平成4年に供用開始しており、すでに耐用年数を超えている設備が数多くあるため、処理機能を安定的に確保し、下水道のサービスを将来にわたって提供するためには、今後の老朽化対策が急務となります。

農業集落排水は、北村地域の赤川、栄町地区で実施されており、整備面積は55ha、水洗化率は98.3%となっています。

また、公共下水道、農業集落排水区域以外の生活環境保全と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する支援を行う地域水洗化事業を推進しており、2地域全体の水洗化率は78.8%まで向上していますが、岩見沢市全体の96.4%を大きく下回っています。

今後も、各地域の状況に合わせ、個別に設置する浄化槽の整備拡充と、集合処理施設の維持管理の強化を計画的に進める必要があります。

(3) 環境衛生施設

ア ごみ処理

ごみ処理では、いわみざわ環境クリーンプラザの完成に伴い、分別区分の変更とごみ収集の有料化を実施しており、引き続き分別とリサイクルの徹底により、循環型社会の形成を推進するとともに、施設の長寿命化を図り、安定的なごみ処理体制を維持する必要があります。

イ し尿処理

し尿処理については、生活様式の近代化に伴い、公共下水道事業及び農業集落排水事業による水洗化や、下水道計画区域外地区における浄化槽の設置が進んだことにより、し尿処理量が減少しており、現在は、下水道との共同汚水処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理を実施しています。

(4) 消防施設

消防・救急は、昭和 47 年に発足した「岩見沢地区消防事務組合」がその役割を果たしてきましたが、近年多発する局地的な災害や、高齢化が進展する中で、住民の安全、安心を確保するためには、地域の実情に応じた消防力の維持・向上を図る必要があります。

特に、救急業務については、搬送途上における救命効果の向上を図るため、医療機関と消防機関の連携を強化するとともに、高度な応急処置を実施し、迅速な搬送体制等を確立することが求められています。

また、自然災害への対応など、消防に対する住民の要請に応えるため、消防施設の整備のほか、災害発生時において初動から対応できる消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の確保や装備の充実が必要となります。

(5) 公営住宅

生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、住まいに対する住民のニーズは多様化・高度化しており、こうした意識の変化を踏まえ、人にやさしい住まいづくりや積雪寒冷な気候・風土に適した生活環境を整備することが求められています。

2 地域では、令和 7 年 3 月 31 日現在、北村地域の北栄団地 42 戸、栗沢地域の 5 団地 162 戸（弥生ヶ丘団地 94 戸、ひばりヶ丘団地 12 戸、美流渡錦団地 4 戸、美流渡福寿団地 4 戸、栗沢栄団地 48 戸）を管理しており、集約を図るなど計画的な住環境の整備を進めています。

引き続き、人口減少に適応しながら、居住者の利便性と快適さを高め、誰もが安心して暮らせる住環境の整備に配慮する必要があります。

(6) その他

2 地域は、石狩川の影響を受けることから、幾多の洪水を経験してきました。

北村地域では、昭和 56 年 8 月上旬規模の洪水流量を安全に流すことを目標として、国の事業で 950ha に及ぶ北村遊水地の整備が進められていますが、自然災害に対する総合的な防災体制を確立する必要があります。

さらに、犯罪に対する安全性の確保を図るため、警察や関係機関・団体と連携のもと、啓発活動による防犯意識の高揚を促進し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

2 その対策

(1) 水道施設

上水道については、「地域を支える持続可能な水道」を目指し、現状の分析や評価、将来の見通しについて、アセットマネジメント手法を取り入れながら「地域水道ビジョン兼経営戦略」を策定しており、ビジョン等に基づく経営の健全化を図るとともに、計画的な施設の耐震化や改修を進め、清浄で安定した水の供給を図ります。

(2) 生活排水処理施設

公共下水道・農業集落排水については、処理区域内における流入水の状況を把握し、雨水等不明水の污水管への浸入防止対策を進めるとともに、流入量に応じて計画的に処理施設の整備検討を行います。

また、処理施設の適正な管理・運営を実施し、処理機能の保全に努めるとともに、公共下水道計画区域外及び農業集落排水区域外においては、生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質保全に向けた普及、PR活動を推進します。

(3) 環境衛生施設

ア ごみ処理

ごみ処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の形成を目指して、分別の徹底や排出抑制、リサイクルの推進に努め、ごみの減量化を図ります。

また、各種団体との連携や支援を推進するとともに、適正処理の監視等に努めます。

イ し尿処理

し尿処理については、新たに稼働した下水道との共同汚水処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理を推進します。

(4) 消防施設

災害に迅速・的確に対処するため、消防資機材や消防車両の計画的な更新を進めるとともに、拠点となる消防施設の整備検討を行うほか、消防団員の確保と装備の充実を図るなど、地域防災力の充実・強化に努めます。

また、救急・救助業務の高度化に資するため、救急救命士の養成など隊員の能力向上を図るとともに、救急車両や救助資機材の整備充実を努めます。

さらに、火災防止と被害の軽減を図るため、予防広報や消防訓練等の充実による防火知識の普及、防火意識の醸成と防火管理体制の強化に取り組みます。

(5) 公営住宅

安全・安心に暮らせる良質な住環境を確保するとともに、人口減少に適応した計画的な住環境の整備に努めます。

(6) その他

冠水被害対策や河川改修事業など、治水対策の推進に努めます。

防犯に関する啓発活動の推進や、地域安全活動の促進、防犯灯や街路灯の整備や消費者センターを核とした消費者被害防止対策の推進により、安全・安心なまちづくりを進めます。

景観の保全と地域の安全・安心な生活環境を確保するため、公共施設等危険建物の解体撤去を進めます。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管更新事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	栗沢下水道管理センター設備等改築事業	市	
	(5) 消防施設	消防車両整備事業	岩見沢地区 消防事務組合	
	(6) 公営住宅	美流渡錦団地改修事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 環境	地域水洗化事業 ・下水道区域外の合併処理浄化槽の設置に対する支援を行い、地域の水洗化を推進する	市	
	危険施設撤去	公共施設等危険建物解体撤去事業 ・公共施設等危険建物の解体撤去を行い、景観の保全と地域の安全・安心な生活環境の向上を図る	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 水道施設・生活排水処理施設

安定供給の維持を前提として適正な受益者負担水準の検討に取り組むとともに、効率的な資産管理、計画的な修繕・更新、人口減少に合わせたダウンサイジングなどにより、サービスの維持に努めます。

(2) 環境衛生施設

安定処理の維持を前提としながら、運営のあり方について定期的な見直しを通じて適切な運営となるよう努めるとともに、供用を終えた施設は、転用等の適切な利活用を検討し、その目途が立たない場合には、安全性の確保及び新たな利活用を促進する観点から速やかに除却するものとします。

(3) 公営住宅

「岩見沢市公営住宅等長寿命化計画」に基づいたストック活用と総量の適正化を計画的に推進します。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) こども・子育て

少子化の進展は、社会保障をはじめ、社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、こどもたちが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題となっています。

2 地域においても、出生率の低下や核家族化の進行、女性の社会進出の拡大など、社会環境が大きく変化しており、次代を担うこどもがよりよい環境のもとで、心身ともに健やかに育つために、家庭、地域、学校、行政が緊密な連携を図りながら、温かく思いやりのある育成・指導体制を構築する必要があります。

また、こどもの生命、心身に重大な影響を与える児童虐待を防止し、早期発見に繋げるため、関係機関との連携強化を図るとともに、子育て期における女性（有配偶者）の就業率の上昇に伴う保育ニーズの変化に対応するため、保育環境や放課後児童対策の充実を図るなど、安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境づくりに努める必要があります。

(2) 心身障がい者（児）福祉

障がいのある方もない方も、等しく基本的人権を享受する個人として互いに人格と個性を尊重し、同じ社会を構成する一員として地域の中で生きがいを持ちながら、分け隔てなく安心して自分らしく暮らすことができる「共生社会」の実現を目指し、必要な施策の充実を図るとともに、障がい者の権利擁護や社会参加機会の拡充など、市民意識の啓発及び社会的諸条件の整備促進に努める必要があります。

(3) 高齢者福祉

2 地域の高齢者比率（令和2年、国勢調査）は、45.9%で、全道平均の32.5%、岩見沢市全体の36.6%を大きく上回っており、今後においても上昇が見込まれます。

急速に進展する高齢社会に対応するためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、介護サービスを充実させるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の体制を深化させながら、引き続き推進していく必要があります。

さらに、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）を視野に入れた取組みも重要となっています。

(4) 健康づくり

市では、これまで地域のニーズや国の施策と相まって、保健師活動を中心に健康づくり施策を展開してきましたが、社会環境の変化に伴い少子高齢化や疾病の多様化が進む中で、より有効かつ広範囲な健康増進を市全体で進めていくことが課題となっています。

また、少子高齢化や地域経済の活性化など、地域が抱える社会課題への対応には、まず、市民一人ひとりが健康であることが基本となることから、「市民自らが健康に関心を持ち」、「自らの健康状態を把握しながら健康管理するライフスタイルへの転換」に向けて、産学官が一体となって市民の健康を支える地域社会「健康コミュニティ」を目指し、誰もが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住みなれたまちで暮らし続けることができるまちづくりに取り組む必要があります。

2 その対策

(1) こども・子育て

「岩見沢市こども計画」に基づき、コロナ禍後の子育て当事者意識やニーズの変化などに対応した子育て支援事業の実施や、「若者」に対する支援の充実、こども・若者の権利保障のほか、市ホームページや子育てポータルサイトなどによる積極的な情報発信を行うなど、目指すまちの姿の実現に向けた事業の展開を計画的に推進します。

ア こども・若者の権利についての理解を深め、すべてのこども・若者が自分らしさを見出し、成長できるよう、環境の整備に努めます。

イ こどもの貧困対策、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーへの支援を充実させるとともに、こども・若者を守るための取組みを推進します。

ウ こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、円滑な社会生活が送れるようになるまで支えるよう努めます。

エ 青年期における就労を希望する方への支援のほか、自分自身や家族の将来のことを考える機会や環境づくりを推進します。

オ 自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるような環境づくりに努めます。

カ 子育てや教育に関する経済的な支援や男性の家事・育児の参加、ひとり親家庭への支援などを推進します。

(2) 心身障がい者（児）福祉

岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）の基本理念である「だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり」に向けて、地域における生活支援体制や障がい児支援体制を充実させるとともに、自立と社会参加を促進するほか、バリアフリーの地域づくりを進めます。

ア 障がいのある方やその家族の相談に的確に応じることのできる相談支援体制や、障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制など、総合的な支援ができる体制づくり

を進めます。また、専門職やボランティアの担い手となる人材の育成を図り、障がいのある方が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

イ 発達支援の必要な子どもや障がいのある子どもが、身近な場所で療育や教育の支援を受けるために、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、乳幼児期から高校卒業まで、切れ目のない支援を提供する体制づくりを進めます。

ウ 障がいのある方が能力を最大限発揮し、自らの選択と決定により、地域の中で自己実現できるよう、入所施設等から地域生活への移行、本人の希望や障がいの特性に応じた就労支援などの取組みを進めます。また、地域社会を構成する一員として、障がいのある方が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組みを進めます。

エ 障がいのある方への虐待や差別、偏見をなくすため、障がいへの理解を深めるとともに、公共施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及及び障がいに対応した防災体制の確保や、障がいのある方の視点に立った情報の提供など、様々な機会や場面を通じて、心理的・物理的・社会的なバリアフリーを促進し、安全でやさしい地域社会を目指します。

(3) 高齢者福祉

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の基本方針である「住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関との連携のもと、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

また、介護が必要になっても安心して暮らせるよう、要介護等認定者が必要とするサービスの提供に努めるほか、高齢者の健康づくりや介護予防を推進するとともに、社会参加や生きがいづくりを促進し、高齢社会に求められる施策や事業を充実します。

ア 地域包括ケアシステムを推進するとともに、あらゆる世代の方々が、それぞれの地域でお互いに関わりをもって生きるという地域共生社会の実現を目指し、高齢者等を見守ることができる地域づくりを進めます。

イ 認知症高齢者が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営めるよう、市民が広く認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支える取組みを推進します。

ウ 介護予防や健康づくりに取り組むとともに、すべての高齢者がいきいきと暮らすことのできる、明るく活力に満ちた高齢社会を築く取組みを推進します。

エ 高齢者の社会参加等を進め、心身の健康を維持するとともに世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに努めます。

オ 介護サービスを必要とする方が、公平な負担のもと、質の高いサービスを受けられる

よう、基盤整備を促進するとともに、介護サービスの質的向上を目指します。

カ 高齢者のニーズに対応した多様なサービス等を実施し、地域住民の主体的な参画を促進します。

(4) 健康づくり

「第2期岩見沢市健康増進計画」に基づき、すべての市民一人ひとりが、健康で生きがいをもって暮らすことができる「人もまちも企業も元気で健康」な「健康経営都市」を実現するための取組みを進めます。

ア 個人の行動と健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸を実現します。

イ 「健康寿命の延伸」を総合的にかつ効果的に展開するため、「人もまちも企業も元気で健康」を基本方針とし、健康づくりを進めます。

ウ 北海道大学COI-NEXTと連携して、こころとカラダの理解を通して、生きるための選択肢を増やし、他者（ひと）とともに自分らしく生きる、笑顔あふれる社会を目指します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	へき地保育所運営事業 ・保育を必要とする児童への援護を行うとともに、過疎地域における労働環境の整備を図る	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

児童福祉施設及び老人福祉関係施設については、民間事業者の状況や市民のサービス需要を勘案し、行政が施設運営を行う必要性について検討を進めます。

第8 医療の確保

1 現況と問題点

(1) 医療の確保

地方における医療環境は、疾病構造の多様化と医療技術の高度化や、医師・看護師など医療職の確保、保険財政のひっ迫など、極めて厳しい状況にあり、特に、過疎地における医師等の確保は、医療提供体制を確立する上で大きな課題となっています。

また、国の政策的な診療報酬の改定や医療療養病床の減床、公的病院の再編・統合の動きの加速化など、病院経営を巡る環境は、依然として厳しい状況にあります。

そのような中、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院が令和8年4月に経営統合し、令和10年秋には新病院が開院予定となっています。市立総合病院と市立栗沢病院の連携をさらに強化し、過疎地域における安定経営と地域医療の確保を図っていく必要があります。

2 その対策

(1) 医療の確保

ア 市立総合病院との機能の分化や緊密な連携の下、市立栗沢病院の効率的な施設管理と医療機器の計画的な更新等により診療環境の充実を図ります。また、医療従事者の技術の研さんとサービスの向上に努めるとともに、経費節減による安定経営を目指します。

イ 無医地区における診療所の委託開設等による医療の確保に努めるとともに、人口減少に適応した今後の医療提供体制のあり方の検討を進めます。

ウ 民間医療機関との連携や広域連携による地域医療体制の充実に努めます。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 その他	栗沢病院医療機械器具整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業 その他	美流渡歯科診療所運営事業 ・無医地区における歯科診療所の運営 を行い、医療の確保を図る	市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

病院・診療施設については、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立するとともに、施設の計画的な修繕・更新を図っていく必要がありますが、民間施設の状況

や本市の健康関連施策も踏まえて、今後の施設需要と規模を想定し、既存施設の統合を検討するほか、民間資本・ノウハウの活用についても積極的に検討を行います。

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 幼児教育

幼児教育を取り巻く環境は、核家族化や少子化等により、人間関係や自然、地域との関わりの希薄化が進んでおり、家庭や地域社会における教育力の低下から、子育てに不安を持つ親が増えています。

幼児教育は、幼児一人ひとりの心身の調和のとれた発達を促し、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことが重要であることから、関係機関・家庭・地域との連携を図りながら、豊かな人間性や「生きる力」の基礎を育む一貫した教育が必要となります。

(2) 学校教育

2 地域の小中学校及び義務教育学校について、現在、小中学校は、北村地域にそれぞれ1校、義務教育学校は、栗沢地域に1校設置しており、令和7年5月1日現在で、小学校の児童数が55人、中学校の生徒数が50人、義務教育学校の児童生徒数が151人と、人口減少や少子化の影響により、児童生徒数が年々減少する傾向にあります。

通学については、遠距離通学の児童・生徒のためにスクールバスを運行しており、北村地域においては、一般住民との混乗を実施しています。

2 地域では、今後も児童生徒数の減少が見込まれますが、市町村合併に至るまで行政区域が分かれていたことや、隣接校との統合ではスクールバスによる通学上の負担が大きくなることから、地域に学校を残すことを前提に対応を検討する必要があります。

一方で、学校の小規模化が進むと、教育面では、多様な考えに触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなること、学校運営面では、配置される教職員数から、中学校での免許外指導が生じる可能性があるといった課題も想定されます。

次代を生きる子どもたちには、既存の枠組みや価値観にとらわれることなく、変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、人生や社会をよりよいものにするよう考え、行動することが求められており、子どもたちが未来を生き抜くために必要な資質・能力を育むため、教育活動や学校運営の改善・充実を図る必要があります。

【小中学校児童生徒数の状況等】

(令和7年5月1日現在)

学校名	児童生徒数	学級数	屋内体育館	プール	給食方式	その他
北村小学校	55	8	有	無	センター方式	
北村中学校	50	5	〃	〃	〃	
くりさわ学舎 (義務教育学校)	151	13	〃	〃	〃	
合計	256	26				

※岩見沢市報告値

(3) 社会教育

2 地域では、住民が心豊かで充実した生活を送ることができるよう、生涯にわたる社会教育事業の創出や活動の場の提供など、生涯学習環境の向上に努めてきました。

しかし、学習活動への参加状況は、住民の余暇活動志向の高まりから、参加者の固定化・重複化や活動の停滞も見られるため、学習活動ニーズの的確な把握を行い、参加意欲の向上に繋がるプログラムの作成が課題となっています。

また、青少年の健全な育成を図るため、学校教育・社会教育が一体となり、地域におけるボランティア活動や体験学習、家庭教育の充実が求められていることから、家庭、学校、地域が連携・協力しながら、社会教育事業を推進する必要があります。

さらに、国際化や情報化の進展などを背景とする、時代の要請に応えられる人材づくりのための学習機会の拡充や、地域住民ぐるみの多様な活動を支える取組みを推進する必要があります。

(4) スポーツ振興

健康に対する意識の高まりや余暇時間の増加に伴い、スポーツに対するニーズの多様化が進んでおり、これらの変化に応える関連施設の整備や既存施設の有効活用が求められています。

また、高齢化の進展とともに、健康や体力づくりに対する意識が向上しており、中高年層でも気軽にできる軽スポーツを推進するとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保を図る必要があります。

2 その対策

(1) 幼児教育

生涯学習と連動した家庭教育の機会の充実と福祉と連携した子育て支援の充実、地域でのこどもの健全育成など、総合的に幼児教育を推進します。

(2) 学校教育

ア こどもたちがふるさとに愛着を持ち、地域の人・歴史・文化・自然に誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進するとともに、道徳教育の充実を図り、命を大切にし、豊かな人間性・社会性を育てる「心の教育」を推進します。

イ ICTの効果的な活用と情報活用の実践力を高める教育を加速するため、GIGAスクール構想による1人1台の端末を活用した授業づくりを推進し、協働的な学びと個々の理解にあわせた個別最適な学びの充実を図ります。

ウ 外国語指導助手を有効に活用するなど「英語が使える岩見沢のこども」の育成に向けて、外国語教育の充実を図ります。

エ 心の問題に関する相談・指導体制の充実に努めます。

オ 学校教育施設については、9年間を見通した柔軟な教育課程の中で、小学校1年生から中学校3年生までの幅広い交流活動や仲間づくり、専門性を生かした教員の相互乗り入れ指導などに取り組むことができる小中一貫教育の充実に努めます。

また、スクールバスの整備・更新を計画的に行い、遠隔地児童生徒の通学や混乗する一般市民の足の確保に努めます。

(3) 社会教育

こどもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学ぶことの楽しさを実感し、生きがいのある豊かな生活を送るため、興味・関心や時代の変化に対応した主体的な学習活動ができるよう、多様な学習機会の充実に努めます。

(4) スポーツ振興

ア 生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ、充実した活動ができるよう、運動やスポーツ機会の充実に努めます。

イ 生涯スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の安全で快適な環境づくりを推進します。

3 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎・屋内運動場	北村小学校校舎等改修事業 北村中学校校舎等改修事業 くりさわ学舎整備事業	市 市 市	
	教職員住宅	北村小・中学校教員住宅解体事業 栗沢小・中学校教員住宅解体事業	市 市	
	スクールバス・ボート	スクールバス運行管理事業・車両整備事業	市	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	北村・栗沢地区集会施設改修事業	市	
	体育施設	北村・栗沢地区体育施設改修事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、「小・中学校の適正配置に関する基本計画」に基づく適正配置との関連を考慮した上で建替え、長寿命化等を計画的に実施し、体育施設等については、利用状況を勘案して再配置の検討を行います。その際、他の施設との機能集約についても視野に入れることとします。

第10 集落の整備

1 現況と問題点

2 地域では、人口減少の進行に伴い地域コミュニティを支える人材が不足するとともに、買い物やガソリンスタンド、金融機関など、地域での定住を支えるために必要となる生活機能の低下が見られるほか、交通手段の不足や空き家の増加など、様々な問題が顕在化しています。

・北村地域

本地域は、市役所北村支所や北村温泉などの公共施設を有する市街地と広大で肥沃な土地と石狩川水系の豊富な水を生かし、米・小麦・大豆、玉葱・白菜など道内有数の食料供給地域として多彩な農業を展開する農家地区からなっております。

地域内人口の39.6%は市街地に居住していますが、その他は、農業地域に散居しています。

この地域は、古くから河川氾濫による洪水被害に悩まされており、住民の生命・財産を守る治水対策が求められてきたため、平成24年度からは、昭和56年8月上旬規模の洪水流量を安全に流下させることを目的として、国による北村遊水地事業が進められており、遊水地内での居住が続けられなくなったことから、岩見沢市街地への転居等により人口減少が加速するなど、地域の集落は大きく姿を変えつつあります。

・栗沢地域

本地域の集落は、栗沢、美流渡、万字からなっており、栗沢本町地域は市役所栗沢支所やJR栗沢駅などの公共的施設を有する市街地を核として、石狩平野に広がる農業を中心とした散居集落を形成しており、美流渡・万字地区は旧産炭地域特有の山間に広がる集落を形成しています。

過疎化の進展に伴い、地域活力の低下が課題となっており、住環境の整備促進や、地域社会の相互連携と活性化を一層推進する必要があります。

また、美流渡・万字地区の高齢者比率は56.9%（令和7年3月31日現在）と高く、独居高齢者世帯が多い集落となっており、今後もこの傾向が進むことが予想されるため、生活交通や高齢者福祉などの施策を組み合わせた総合的な対策が必要となっています。

2 その対策

ア 自立可能な自治会の組織強化に向け、コミュニティの重要性と役割に関する啓蒙活動を推進するとともに、自治組織の機能充実を進め、自らの地域計画づくりに対する支援など、自立的な活動ができる環境づくりを進めます。

イ 冠水被害対策、河川改修事業等を計画的に進めるなど、災害に強い地域づくりを進めます。

ウ 北村遊水地事業の進展に伴う集落の再編状況を踏まえ、国や関係団体と連携を図りながら地域振興に資する施策を検討します。

エ 国の「地域おこし協力隊」制度を活用した地域おこし推進員を配置し、地域資源の発掘及び振興に係る支援や地域活動への参加及び当該活動に係る支援、移住定住・交流事業を推進します。

3 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	北村地区地域再編推進事業 ・北村遊水地事業の実施に伴う産業や土地利用の動向等を踏まえ、北村地区の地域再編及び地域振興を推進する 地域おこし推進事業 ・市外に居住する意欲あふれる人材を積極的に誘致し、その定着を図るとともに、地域おこしや交流事業などを推進することにより、過疎地域の賑わい創出や地域課題の解決を図る	国 市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

利用状況に見合った施設数や規模について検討を行い、施設の統廃合や規模の見直しを行います。

第 1 1 地域文化の振興等

1 現況と問題点

市民の生活意識や価値観の多様化などにより、近年は、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中でのゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められており、創造的な芸術・文化活動に対する関心や期待が高まっています。

そのため、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるよう、優れた自然環境や地域独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性豊かな地域・文化を創造し、発展させていくとともに、あらゆる人が芸術文化を享受することのできる地域社会を築いていく必要があります。

また、青少年に対する優れた芸術鑑賞機会の提供は、情操を養い、教育とともに人格形成に大きな役割を果たしており、将来の芸術文化活動を担う人材を育成するためにも、優れた芸術に触れる機会の充実を図る必要があります。

さらに、地域の文化財や郷土芸能を保存・伝承し、教育的活用を通じて郷土を愛する心を育むとともに、文化活動団体やサークルなどの育成・支援を推進する必要があります。

2 その対策

ア 優れた芸術文化活動の発表と鑑賞機会の確保を図ります。

イ 文化活動団体・サークルの育成・支援や、文化活動を担う人材の育成に努めます。

ウ 北村環境改善センターをはじめとした文化施設の整備充実を図るとともに、地域の廃校舎を活用した芸術・文化拠点施設を活用した賑わいの創出に努めます。

エ 郷土芸能の伝承・保存、地域伝承文化の継承支援に努めます。

オ 文化遺産の調査と保存、活用の推進に努めます。

3 計 画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	北村環境改善センター改修事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興施設	廃校舎を活用した地域の交流拠点事業 (旧美流渡中学校校舎等)	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

文化施設については、利用状況を勘案しながら、他の施設との機能集約や民間資本・ノウハウの活用など、適正規模による再配置の検討を行います。

第 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

2 地域では、他の地域と比較して人口減少の進展が速く、生産年齢人口の減少と高齢化の進展による地域活力の低下が懸念されるとともに、広大な土地に住民が散居する地域特性から、将来にわたって地域の持続性を確保するためには、分散型エネルギーの導入が重要な課題となっています。

また、寒冷、広大な北海道においては、送電線網の整備コストなどが支障となり、再生可能エネルギーの導入が困難であることから、分散型エネルギーの導入にあたっては、地域の特性に合わせた送配電網の形成（地域マイクログリッド）が必要となります。

さらに、地域では、空知型輪作の普及により生産が増加した菜種などの農産物の加工時に生じる残渣や廃棄作物を原料としたバイオエタノール、北村赤川鉱山から温泉水とともに産出される天然ガスなど、安価な未利用エネルギー資源を豊富に有しており、これらを有効活用することにより、災害時においても安定的に電力を供給できる体制を構築し、地域における安全・安心と産業の活性化にも繋げていくことが求められています。

2 その対策

ア 農産物残渣や温泉付随ガスなど、地域資源を用いた発電機能の実証と社会実装を推進することにより、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を図ります。

イ 災害時における安定的な電力供給環境の構築に努めます。

ウ 基幹産業である農業において今後更なる導入が見込まれるスマート農機の運用等に必要電力の安定的な供給拠点の確保に努めます。

3 計 画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地域イノベーション推進事業 ・地域の持続性確保に向け、地域資源を用いた循環型エコシステムや分散型エネルギーシステム等を構築し、地域 GX 推進による新たな社会環境の形成を目指す	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

既存施設の維持管理や運営に係るコストを抑制するため、修繕又は更新等の機会を捉えて省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を検討します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	移住定住促進事業 ・まちの強みや特性の効果的な情報発信や、暮らしの体験の提供等により移住の促進を図る	市	※
	地域間交流	広域連携促進事業 ・広域的な地域課題の解決に向け、南空知定住自立圏による広域的な連携事業に取り組み、持続的な行政サービスの提供につなげる	市	※
	人材育成	人材の育成と活躍推進事業 ・誘致・創業企業を含め、地元企業による採用ニーズを的確に把握しながら、デジタル技術を理解し活躍できる人材の育成に取り組むとともに、大学や企業との共創のもと、初等中学教育から高等教育、社会人のリカレント・リスキリング教育等を網羅する「新しい学び」の形成を目指す	市	※
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	基幹水利施設管理事業 片倉川地区ほか5地区 ・基幹水利施設（排水機場）の適切な維持管理を行い、過疎地域の基幹産業である農業を守るため、農地水害の未然防止を図る	市	※
	商工業・6次産業化	いわみざわ商工会補助事業 ・過疎地域の商工会にイベント等運営補助を行い、商店街に賑わいの存続を図る	市	※
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	生活交通確保対策事業 ・行政によるバスの運行やバス事業者への路線補助を行うほか、路線バス等の利用が難しい「交通空白地域」におけるデマンド型乗合タクシー等を運行し、住民の足の確保を図る	市	※
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 環境	地域水洗化事業 ・下水道区域外の合併処理浄化槽の設置に対する支援を行い、地域の水洗化を推進する	市	※
	危険施設撤去	公共施設等危険建物解体撤去事業 ・公共施設等危険建物の解体撤去を行い、景観の保全と地域の安全・安心な生活環境の向上を図る	市	※

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	へき地保育所運営事業 ・保育を必要とする児童への援護を行うとともに、過疎地域における労働環境の整備を図る	市	※
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	美流渡歯科診療所運営事業 ・無医地区における歯科診療所の運営を行い、医療の確保を図る	市	※
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	北村地区地域再編推進事業 ・北村遊水地事業の実施に伴う産業や土地利用の動向等を踏まえ、北村地区の地域再編及び地域振興を推進する 地域おこし推進事業 ・市外に居住する意欲あふれる人材を積極的に誘致し、その定着を図るとともに、地域おこしや交流事業などを推進することにより、過疎地域の賑わい創出や地域課題の解決を図る	国 市	※ ※
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興施設	廃校舎を活用した地域の交流拠点事業 (旧美流渡中学校校舎等)	市	※
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地域イノベーション推進事業 ・地域の持続性確保に向け、地域資源を用いた循環型エコシステムや分散型エネルギーシステム等を構築し、地域 GX 推進による新たな社会環境の形成を目指す	市	※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく、将来に及ぶもの

議案第16号

上幌向地区多目的研修会館の指定管理者の指定について

上幌向地区多目的研修会館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年3月2日提出

岩見沢市長 松野 哲

- 1 管理を行わせる施設の名称 上幌向地区多目的研修会館
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 所在地 岩見沢市上幌向北1条4丁目754番地3
 - (2) 名称 上幌向地区多目的研修会館運営委員会
 - (3) 代表者の氏名 委員長 岡 忠 則
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで

指 定 管 理 者 の 概 要

- 1 団 体 の 名 称 上幌向地区多目的研修会館運営委員会
委員長 岡 忠 則
- 2 所 在 地 岩見沢市上幌向北1条4丁目754番地3
- 3 設 立 年 月 日 平成18年 4 月 1 日
- 4 会 員 数 役員12人 構成町会数1町会
- 5 主 な 事 業 内 容
 - (1) 上幌向地区多目的研修会館の効率的な運営を行うこと。
 - (2) 文化活動及び社会教育活動等による効果的利用を図ること。
 - (3) 地域住民等の意見を聴いて、管理運営に反映させること。
 - (4) その他必要な事業

